令 和 6 年

第３回忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

閉会　令和６年９月５日

忠　岡　町　議　会

令和６年　第３回忠岡町議会定例会会議録（第２日）

令和６年９月５日午前１０時、第３回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

１．出席議員は、次のとおりであります。

１番　河瀬　成利議員	２番　今奈良幸子議員	３番　北村　　孝議員
４番　小島みゆき議員	５番　二家本英生議員	６番　是枝　綾子議員
７番　松井　匡仁議員	８番　三宅　良矢議員	９番　前川　和也議員
１０番　尾﨑　孝子議員	１１番　勝元由佳子議員	１２番　河野　隆子議員

１．欠席議員は、次のとおりであります。

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町　　長	杉原　健士	副 町 長	井上　智宏
町長公室長	立花　武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長	中定　昭博	町長公室次長兼自治防災課長	南　　智樹
産業住民部長	新城　正俊		
産業住民部次長兼住民人権課長	谷野　彰俊	産業住民部次長兼生活環境課長	小倉由紀夫
健康福祉部長	二重　幸生	健康福祉部次長兼保険課長	大谷　貴利
教育部長兼教育総務課長	村田　健次	教育部理事兼学校教育課長	石本　秀樹
消 防 長	岸田　健二	消防次長兼予防課長	下川　浩幸

（各課課長同席）

１．本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原　憲一
係　　長	酒井　宇紀

（会議の顛末）

議長（北村　孝議員）
おはようございます。
本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長（北村　孝議員）
ただいまから、会議を開きます。
（「午前１０時００分」開会）

議長（北村　孝議員）
本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。
議会事務局（柏原　憲一局長）
議長。
議長（北村　孝議員）
柏原事務局長。
議会事務局（柏原　憲一局長）
令和６年第３回忠岡町議会定例会議事日程（２日目）について、ご報告申し上げます。
日程第１　　一般質問
以上のとおりでございます。

議長（北村　孝議員）
昨日に引き続き、日程第１　一般質問を行います。
通告の順序に従い発言を許します。
河野隆子の議員の発言を許します。
１２番（河野　隆子議員）
議長。
議長（北村　孝議員）
河野議員。
１２番（河野　隆子議員）
１２番、日本共産党の河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。
まず最初は産廃焼却炉の誘致問題についてであります。６月議会での９回目のごみ処理施設調査特別委員会の中で、忠岡町は９月までに事業者と実施協定を結ぶという、このような説明がありました。
町は、産廃焼却炉建設誘致の実施協定を結ぶというのに、住民への説明が全くありませ

ん。
　約２年前のふれあいホールに続いて、地域集会場を回っての１回だけの説明会、それから今日に至るまで、全くしておりません。
　我が党議員団は、説明会を開いて、そして懇談もしろということを何度も一般質問の中でも言わせていただいております。
　産廃を焼く焼却炉が、クリーンセンターの跡地に建設されるという、この中身、情報を住民は知らない、知らされていないまま、このような計画を進めていいのでしょうか。
　忠岡町は、仮称エネルギーセンター等整備運営事業提案募集要項の中で、本町の主な役割の中でですね、地元理解という項目があります。それを読むと、本町は本事業を推進するに当たり、地域住民等の理解を得るものとしました、こういうふうに書かれているんですね。
　このように、町は自らの役割を書いているにもかかわらず、住民の疑問に答える説明会すらしない。全く行政の説明責任を果たしていません。
　町はその点について、どうお考えでしょうか。
産業住民部（小倉　由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　小倉産業住民部次長。
産業住民部（小倉　由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）
　公民連携事業につきましては、令和３年度より広域処理に加えて、先進事例や他の自治体のごみ処理方式について調査・研究を進める中で、三つの事業方式を設定し、項目別に比較評価したところ、廃棄物処理施設を民間活力により整備・運営し、忠岡町が一般廃棄物の処理を委託する、公民連携による事業方式が最も高い評価となり、優先事業方式として選定いたしました。
　その後、議会説明、住民説明会を経て、当該事業方式について、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行い、令和５年１月１６日に、仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例案、同年１月２０日に、仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定の締結について議決をいただきまして、２月８日に事業者と公民連携協定を締結し、これまで事業を進めてまいりました。
　その公民連携協定には、事業の目的、事業の種類、基本方針、基本協定締結後の対応、連携協力事項、費用負担、地域貢献、守秘義務、期間等が定められております。
　また、事業の内容については、先に実施された公募型プロポーザルにおける提案書に詳細に記載されております。
　本町といたしましては、基本協定書に基づき、事業を進めていく中で、それら事業を進めるための根拠として、また基本協定書を補完するため、実施協定を締結し、事業を進め

ております。
　それらの概要等につきましては、現在、議会定例会の機会に、ごみ処理施設調査特別委員会が開催され、報告をさせていただいているところでございます。
　ご質問の事業者と実施協定を結ぶというのに住民への説明がない、につきましては、町のホームページには、議会特別委員会や住民説明会で説明をさせていただいた資料など、必要な情報については、適宜公開をしておりますし、ご意見等についても、受けられる体制としておりますので、改めて事業に関する住民説明会等を行う予定はございませんが、議員ご指摘のとおり、正しい情報を住民に伝えていくということは、この事業を進めていく上で、重要なことであると考えておりますので、引き続き、広報に、ごみ処理事業のページにアクセスできるＱＲコード等を掲載し、また、情報コーナーにおいて、リーフレットを配架するなどの対応をしてまいりたいと考えているところでございます。
１２番（河野　隆子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河野議員。
１２番（河野　隆子議員）
　今の答えで事業に関する住民説明はしないと、もうそういったお答えであります。
　三つの事業方式を比較・評価したと、そして、公民連携による事業方式が最も高い評価となって選定をしたということでありますけれども、僅かな人数の委員で決めてしまった。そもそも、今回のように将来にわたる長期計画を選定する前に、住民との丁寧な議論の場が必要であったにもかかわらず、町は産業廃棄物を焼く民間企業の誘致をさっさと決定してしまったと、ここに問題があるというふうに思います。
　公民連携というのは名ばかりで、忠岡町は土地を貸すだけではないですか。そして、正しい情報を住民にも発信していくということも言われましたけれども、正しい情報が住民に伝わっているでしょうか。今までその１回だけの説明会、一方的な説明会ですね、あと広報には、この２年間で２回ほど載せておられますが、仮称エネルギーセンターと。名前は非常にきれいですが、産廃を持ってくるということですので、正しい情報というならば、やはり広報にも、産業廃棄物を焼く施設が来ますと、そういったことをどんと書いてください。住民は全くそこら辺は分かっておられないというのが実情です。それで住民の理解を得たと言えるんでしょうか。
　ホームページに、議会の特別委員会や住民説明会の資料を公開していると言っても、それは意見や質問のやり取りはできません。意見を受けられる体制があったとしても、それで説明責任を果たしていると考えている自体が、行政の説明責任、何なのかと。全くそこは取り違えているというふうに思います。
　３月議会の質問で、当時の担当部長は、住民理解という点については、議会において、

本事業の基本協定の議決をいただいたことは、これまでの住民説明等を通して、住民理解をいただいた結果だと認識していると、このように答えているんです。理解するというのは、一つには同意をするというのと、説明を正しく理解するという、二つの意味があります。

この間、住民の中に入って、この産廃施設の誘致について、今、三重県伊賀市に自分たちの一般家庭ごみが運ばれているのは、広域に行くからだと思っていた人、また、今回の計画で建設されるのは、町立の焼却炉だと思っている人、また、産業廃棄物は、忠岡町内だけの産業廃棄物を持ってきて、運んで焼くんだと思っている人、このように全く解釈が皆さんそれぞれ違う。それはやっぱり忠岡町が全く情報も、正確な情報も発信していないし、住民説明会もしない、懇談会もしない、その結果だというふうに思います。

議員の議決があったと、何度も行政のほうはおっしゃっていますが、住民が説明を正しく理解しているか、得られているのか、私たち議員が全ての住民の声を聞いたわけでもありませんし、まあ賛否は別にして、住民の理解を、住民の理解、こういう、今、私が言ったような状況なんです。

当初の担当部長は、議会や住民の声を聞きながらという姿勢があったけれども、基本協定が通ってしまったら、もう説明会は開かないと、もう通ったら、あとはもうやりたい放題と言わざるを得ません。そういった答弁に変わってしまった。先に言いましたように、募集要項で、地域住民等の理解を得るものとしますと、自らが住民の理解を得ることを目的としているのに、大半の人が理解をしていない。このままで計画を進めていいのでしょうか。ご答弁お願いします。

産業住民部（小倉　由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉　由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

過去の議会答弁で申し上げたことは、今後事業を進めていくに当たり、条例や法の手続に基づく住民説明の場があり、そこで環境や施設の内容等について説明させていただくという意味でございまして、事業の進捗の都度、町のほうから住民説明会を開催させていただくというものではございません。

また、先ほどもご説明いたしましたとおり、町のホームページには、議会特別委員会や住民説明会で説明をさせていただいた資料など、必要な情報につきましては、適宜公開をしておりますし、ご意見についても受けられる体制としておりますので、改めて事業に関する住民説明会等を行う予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

１２番（河野　隆子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河野議員。

１２番（河野　隆子議員）

今、おっしゃられましたように、条例や法の手続に基づくところの住民説明会ですね、これは恐らく、事業者がする環境アセスであったりとか、都計審であったりとか、そういった意味だというふうに思います。

しかし、私たちが言うているのは、この条例や法の手続ではなくて、忠岡町が独自に、だって環境アセスなんか事業者がするんですからね。やはりそれは行政が責任をもって、忠岡町が説明会を開いて、そして住民の声も拾うと、住民の要求も聞くと、そういった場面が要るというふうに言っているんです。

行政の説明責任は、例えば今回のように町が執行するこの計画ですね、これをやはり住民に丁寧に説明するということを努める、ということがあると思います。にもかかわらず、町は何度も私たちは要求しておりますけれども、説明会は開かないと、もうそういった態度であります。ということは、理解も得ようとしていない、思っていないということでありますが、ここはちょっと町長にお聞きしますが、杉原町長が町長になって、杉原町政、もう４年間終わるわけですけれども、杉原町長は、これまで住民の声を、住民投票もあった、過去の話ですけれどもね、ありました。そこで、やはり町長は、住民の先頭に立ってそのときも運動もされた。しかし、今回は全く住民の声も聞かず、そして方向転換をしてしまった。ね、広域に行くというのは、そもそも私たち皆が思っていたことであります。もう手前まで来ていたのに、方向転換をしてしまった。もうこの計画を進めるとですね、もう民間企業の言いなりになります。行政としてそれはどうなんでしょうか。そこを町長にはお聞きしたいと思います。これが杉原町長が進める杉原町政なんですか。住民の声は聞かないんでしょうか、町長お答えお願いします。

町長（杉原　健士町長）

議長。

議長（北村　孝議員）

杉原町長。

町長（杉原　健士町長）

再三ご説明していますように、この方式がですね、やっぱり一番ベストだということで、私はこういうふうに議会に説明させていただいたところでございますし、今後も適宜しっかりとした情報提供をさせていただきますので、粛々と事業を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

１２番（河野　隆子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河野議員。

１２番（河野　隆子議員）

３回目で、もう３回終わりましたので意見だけ申し上げますが、町長はベストだとおっしゃいましたけれども、私たちの会派はベストだとは思っていませんよ。今でもまだ戻すことはできますので、ぜひそれは自分の声を聞いて、そして計画を着々と進めるのではなくて、杉原町政として、住民の声を聞いてください。

では、次の質問に移ります。

文化会館の使用料についてであります。文化会館は建物の名称であって、公民館と図書館、複合施設になっております。公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけではなく、交流の場として重要な役割を果たしています。公民館においては、住民の学習ニーズや、地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われる場所であります。

子供や若者、働き盛りの世代、そして女性・男性、高齢者の方、そういった世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える、そして人間力の向上などを中心とした、コミュニティのための総合的に提供する、そういった公民館、拠点とならなければなりません。

しかし、質問にも書いておりますように、他市に比べて使用料が高いために、一般の住民が使いたくても、利用を控えていると、こういったことがございます。

高い使用料を他市並みに引き下げて、忠岡の住民がですね、たくさんの住民が気軽に利用できるようにされること、このことについて、お答えをお願いいたします。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

議員ご質問の公民館の使用料につきましてはですね、近隣他市のですね、状況を調査した結果を精査し、文化会館運営委員会を通じ、議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

１２番（河野　隆子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河野議員。

１２番（河野　隆子議員）

他市に比べて高いということを、先ほど言わせていただきました。調べてみますと、お隣の岸和田市、市立公民館がございます。それから中央地区公民館、ここの使用料を調べますと、多目的ホール、定員１５７人入る大きなホールですけども、１時間は５００円。

そして定員２０人、ここは２００円。それからほかの教室ですね、そこらは３６人であって、１時間２００円。また講座室というのがあるんですが、ここは定員２４人とか４２人、そういった講座室があるわけですが、１時間１００円なんですね。しかし本町は１時間５００円で、しかもエアコン代を取ると、それが４割増しになりますので、１時間５００円のところが７００円になってしまう、非常に高いですよね、他市に比べて。そして、岸和田市はエアコン代は取りません。取らないのに２００円や１００円。こういった安い使用料で多くの住民が使えると、誰でも使えると、そういった状況です。これを比べてどうですか、どう思われます。泉大津市も安いですよ。泉大津市も１時間２００円、１００円と、こういった公民館の使用料があるんです。

ですから、やはり忠岡町の使用料は、夏場に借りてエアコンを使ったら１時間７００円もかかるということで、やはり借りられない。２時間借りると１，４００円ですからね。その点について、やはり料金を引き下げて、使いやすい、誰もが使える公民館としての役割、そういったことをもう一度、ちょっと検討をお願いできませんでしょうか。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

議員お示しの数値等につきましては、中身を精査しなければならないものかと思います。本町の場合、いろいろ減免措置というものを取っていたりもしますので、そういった中身を精査した上で、そういった文化会館の運営委員会の場を通じてですね、議論をさせていただきたいなと思いますので、ご理解ほどよろしくお願いいたします。

１２番（河野　隆子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河野議員。

１２番（河野　隆子議員）

今、担当部長、減免制度もあるということでありますけれども、減免制度が使えるのはクラブですね。クラブはいいですよ、減免制度があるから。使用料、発生しませんもん。ただ、私が言うているのは、一般の住民ね。だって、借りる部屋なんて忠岡町にもうないんですもの。ですから、一般の人が使えるように、使用料、これ高いですからね。そこを考えてくださいと、私は申し上げております。

やはり、先ほども言いましたけれども、公民館ですね、公民館、生涯学習の拠点でもありますけれども、様々な悩みとかね、どんな話合いでもよろしいやん。一般の人が使えると、それが大事なんです。

今、地域コミュニティが希薄になっている中でですね、このコミュニティの再生の要になると、そういったことも言えますし、やはり地域に設置されている公立のこの公民館、文化会館、この役割が極めて大切だというふうに思います。ですので、ぜひ、他市のこの使用料、見たら分かると思いますので、再度検討をお願いしたいというふうに思います。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

繰り返しの答弁になるんですけれども、中身の問題もございます。その中でですね、今、無料にしているのがいいのかという議論もあろうと思います。そういったものも総合的にですね、勘案してですね、議論していくものだというふうに考えておりますので、そういった協議会の場でですね、結果を踏まえてですね、我々も対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

１２番（河野　隆子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河野議員。

１２番（河野　隆子議員）

ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、防災についての質問をさせていただきます。まず１番目、９月１日は防災の日、気象庁は８月８日、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を初めて発表いたしました。

今年１月１日の能登半島地震に続いて、８月８日に発生した日向灘地震、南海トラフの高まる危険から巨大地震への備えを強めるまちづくりというのは喫緊の課題であります。

昨今、津波被害ばかりに目が行きがちでありますが、津波の前に震度７の強い揺れが来るということを、私たちは忘れてはいけません。能登半島地震で犠牲になられた方々の死因の、死亡原因ですね。死亡原因の８割が、家屋の倒壊や、家具などの転倒による圧死であることからも、まずは住宅の耐震化を進める、そのためには、本町で進まない耐震補助の引上げを検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。担当部長、お願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

昨今の地震発生や、南海トラフ地震の発生が起こり得る可能性もございます。建築物の耐震化が急務となってございます。

議員お示しの耐震補助金額の引上げにつきましては、本町では、近隣市町村に比べ、比較的高い金額となってございます。

予算につきましては、昨今の状況を鑑み、１件でも多く補助ができるよう、国及び府に対し、引き続き予算要望をしてまいります。

また、住民の皆様に対する啓発活動としては、毎年実施しており、本年も今週の土曜日です、９月７日の土曜日に、ふれあいホールで開催の住宅の耐震化に関する個別説明会や、広報誌等で補助金制度の周知をしており、今後も引き続き、しっかりと啓発活動を行ってまいります。

以上でございます。

１２番（河野　隆子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河野議員。

１２番（河野　隆子議員）

様々な啓発活動はしていただいているということであります。しかしながら、耐震診断を受けても、耐震診断はね、５万円のところを５，０００円の負担でできますので、耐震診断、これは少なくはないと思いますけれども、耐震診断を受けたとしてもですね、耐震化工事には、やはり２００万から３００万円かかると言われておりますので、なかなか工事には踏み切れない、というのが現状であります。

この５年間で耐震化工事の実績は、僅か７件であります。では、この件数を増やすにはどうしたらいいかというところは、やはり費用の問題でありますから、補助金の引上げと、それから他市に比べたら非常に充実しているというお答えでありましたけれども、それでは全く足りないということでありますので、耐震化工事の費用に融資制度、これを導入することを検討されてはどうでしょうか。例えば２０１８年の台風２１号では、本町も多くの住民の方々が被害に遭われました。そして、家も壊れたということで、改修費に大阪府は無利子で融資制度を行っています。一つの住宅に当たって２００万円を限度として、融資制度を行いました。全壊、大規模半壊は３００万円以内ということでありますけれども、こういった融資制度を設けると、そういったことで、あともう一つは、本町では水洗化工事ね、これを促進するために融資制度があります。このように、やはり補助金が足りないから、なかなか工事が進まない、工事ができないといった方々に、この融資制度があればね、やはりやりやすいというふうに思うんです。そのことについて、検討をお願いしたいと思うんです。いかがでしょうか。

産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　新城産業住民部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　耐震改修に関した利子補助制度の件ですが、現在、大阪府内の市町村で実施しているところはございません。
　また、議員お示しの台風などに関する突発的な融資制度につきましては、大阪府が以前行っていた施策でございますが、今後につきましても、大阪府及び他市町村の動向を慎重に調査・研究してまいります。
　以上でございます。
１２番（河野　隆子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河野議員。
１２番（河野　隆子議員）
　非常に９月の広報誌にも耐震補助制度のお知らせが載っていました。昭和５６年以前に建築された住宅にポスティングもされているということで、一定、努力もされております。ところですが、冒頭にも言いましたように、南海トラフ、これがこの３０年以内には来るというふうにも言われておりますので、近いうちに必ず起きると言われているんです。それに備えて、まずは住宅の耐震化、そして家具の固定ということも大事であります。家の中では死なないという対策、命を守る対策のために、ぜひ補助金の引上げと合わせてですね、融資制度をすると、で、そこの部分だけでしたら、そんなに忠岡町の財政が逼迫するものではないというふうに思いますので、そこはぜひ検討していただいて、件数を増やしていくと、その努力をされたいというふうに思います。再度、ご答弁をお願いできますでしょうか。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　新城産業住民部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議員お示しの耐震化の急務ということは、十分理解しております。こちらの分なんですけど、先ほどの答弁と一緒になりますが、現在の段階では、大阪府及び他市町村の動向をしっかり注視してまいりますので、よろしくお願いします。
１２番（河野　隆子議員）

議長。
議長（北村　孝議員）
河野議員。
１２番（河野　隆子議員）
ぜひしていただきたいというふうに要望しておきます。
では、最後の質問です。防災についての２番目です。
非常に線状降水帯という言葉、これは私はここ数年前から聞き始めた言葉でありますけれども、そしてこれによってのゲリラ豪雨ですね、ということで、川に挟まれた高月北地区は、本当にふだんからここに住んでおられる住民は、津波よりもこの川が増水して、そして越水、決壊ということがあったときに、避難所ですね、避難所までの避難経路はどうしたらいいんやということは、日々言われております。
そこで、町としてはどういったふうに、この高月北地区については避難経路をお考えでしょうか。
町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）
議長。
議長（北村　孝議員）
南町長公室次長兼自治防災課長。
町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）
高月北地区の一番近い指定避難所といたしましては、高月コミュニティセンターや、東忠岡小学校等がございますが、新たな避難経路の確保として、逼迫が懸念されている南海トラフ地震や、激甚化する豪雨災害などに備え、津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、本町がかねてより国土交通省近畿地方整備局へ要望してまいりました、国道２６号忠岡側道橋への緊急避難階段の設置が大阪国道事務所によって、本年６月に完了し、町が緊急一時避難場所として指定を行ったところでございます。
あくまで住民等の生命と安全の確保を目的として、住民等が緊急に避難する場所でございますので、長期間の滞在はできませんが、線状降水帯やゲリラ豪雨などによる洪水災害時での一つの避難経路となると考えてございますので、よろしくお願いをいたします。
１２番（河野　隆子議員）
議長。
議長（北村　孝議員）
河野議員。
１２番（河野　隆子議員）
今、言われましたように、国道２６号線ですね、それは階段をつけていただいたと、国土交通省が２か所付けました。このことについては、一時避難所にもなりますから、よかったというふうには思いますけれども、階段は階段で、高齢者がどうやって上がるんやと

か、そういった問題点も話されているところです。そして鍵の保管の問題ね、そんなこともありまして、あるわけなんですけど、やはりあそこは一時避難所であって、２６号線の上でね、長いこと滞在することもできませんので、そこから降りてからの高齢者なんかの足ですね、その確保、そのことについても、私は今までも質問もさせていただきました。そこについては、ちょっと一つ、これは公室長にちょっとお聞きしたいというふうに思うんですけど、前回ね、私、福祉バスはちょっとしんどいところなんですけども、近くにバス会社もありますし、それからタクシー会社ですね、こういったところで連携を、協定を結んでおいて、もちろん、もう水が増水したら、車も走れませんので、そこは難しいかというふうに思いますけれども、そういった協定を結んではどうかという質問をさせていただきました。そのとき公室長は研究してまいりたいというふうにおっしゃっておりましたので、その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（立花　武彦公室長）

　議長。

議長（北村　孝議員）

　立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

　そのような移動手段につきましても、現在、調査・研究中でございますので、よろしくお願いいたします。

１２番（河野　隆子議員）

　議長。

議長（北村　孝議員）

　河野議員。

１２番（河野　隆子議員）

　引き続き、高齢者の足の確保ということでお願いしたいというふうに思います。先ほど言われたように、忠岡町は高月南のコミュニティセンター、そして東忠岡小学校ということがございましたけれども、コミュニティセンターは狭いですからね、そこは指定避難所であるにもかかわらないけど、狭くて避難場所としては不適切ではないかというふうに思います。なので東忠岡小学校がよいと思いますけれども、やはり足の確保が大事だというふうに思うんです。

　そしてもう一つ、防災マップに載っておりますけれども、高月北の住民の避難所、もう一つは、和泉市の和気小学校と郷荘中学ね、ここはやはり今でも生きているんですね。ですので、ここについての避難経路はどうお考えでしょうか。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

　議長。

議長（北村　孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。
町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）
本町は、和泉市と高月北地区住民の避難所といたしまして、議員ご指摘のとおりですね、和気小学校と郷荘中学を利用できる協定を締結しているものでございます。
その避難所への経路につきましては、向井田公園から府道和気岸和田線に抜ける道は、従前から道が狭いというのと併せて、川が近いというところも委員からご指摘をいただいてございます。であれば、高月北地区からですね、和泉市の繁和町へ抜ける道をご利用していただいて、府道和気岸和田線に一旦出ていただいて、府道父鬼和気線を通り、和気小学校や郷荘中学校へ避難していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。
１２番（河野　隆子議員）
議長。
議長（北村　孝議員）
河野議員。
１２番（河野　隆子議員）
これもう３回目ですので、ちょっと意見として、最後、避難経路の見直しについては、そのように考えていただいたということでよかったというふうに思います。阪和住宅もね、高い建物ですので、そこの避難もしたらいいなというふうに自治会で話し合ったりしたところです。これから地震だけでなくてね、やっぱり洪水といったこともございますので、ぜひ、高月北地区というのは、忠岡の中でも特別なところになっておりますので、ぜひそこは検討もしていただいて、引き続き公室長についても協定を結んで、移動手段を考えていただくと、そういったことも併せてお願いしたいというふうに思います。
これで質問を終わらせていただきます。
議長（北村　孝議員）
以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村　孝議員）
次に、河瀬成利議員の発言を許します。
１番（河瀬　成利議員）
議長。
議長（北村　孝議員）
河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
おはようございます。呈祥会・大阪維新の河瀬でございます。議長のお許しをいただき、質問させていただきます。
まず初めに、少子高齢化対策について質問いたします。

予想を超える人口減少が続く中、将来にわたり持続可能なまちづくりを行っていくためにも、これまでも関係人口の増や、シビックプライドの醸成について、一般質問等でその重要性について述べさせていただいておりますが、今回は少子高齢化対策ということで、特に、少子化対策について質問させていただきます。

結果として人口減につながる少子高齢化については、その原因として、晩婚ですね、そして晩産、未婚率の上昇、仕事と子育てに対する支援や経済的な理由等から、結婚出産ということについて不安に感じるということなどが考えられます。

本町の出生者数についても、事務報告を見ますと、平成２５年が１４３人に対して、令和５年は８９人ということで、マイナス５４人、約３８％の減となっております。

少子化については、国の取組としてももっと進めていくものであるとは思いますが、本町においても、持続可能なまちづくりを進めていくためには、現在の忠岡町が住んで働きに行く町であることから、子育てしやすい町、子育てするのに魅力的な町である必要があるからも、これまで取り組んできた子育て支援策の取組状況とその効果について、どのように考えておられるのか。これからも未来を担う、忠岡っ子の育成や、誰でも通園制度、放課後における子供の居場所づくりなどですね、これらの子育て施策について、どのように進めていかれるのか、またマッチングアプリ等で近隣市との合同で、出会いの場をですね、提供できる、提供するに向けた結婚支援に対する取組、そして家賃補助などの新婚生活支援及びさらなる出産等に対する支援策について、どのようにお考えかお示しください。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

まず、本町の少子化対策の主なものとしまして、お答えさせていただきたいと思います。

令和５年４月の東忠岡こども園の開園が主なものであると考えております。町内で初めての公立のこども園ということで、乳幼児期における教育、保育の総合的な推進を図るとともに、子供たちの健やかな成長と遊びを通じた学びの環境を提供するという基本理念に基づき、設置したところでございます。

さらに同年１０月には、こども園の敷地内に、これも公立では初めての地域子育て支援センター「ひだまり」を開設したところでございます。地域子育て支援センター「ひだまり」は、保育園、幼稚園に通っていない就学前の子供たちや、保護者を対象に、様々な行事や育児相談、親子交流の場を開放するなど、子育ての応援に取り組んできたところでございます。

ハード面においての主な少子化対策施策としては、以上のとおりとなります。また、ソフト面としましては、国による幼児教育、保育の無償化に先駆け、平成３１年４月から本

町の独自施策として、町内就学前施設に在園している３歳児から５歳児までの子供たちの給食費の無償化を実施しております。

さらに、令和４年１０月からは、子供医療費助成についても、年齢の引上げを行い、現在１８歳到達の年度末までとしているところでございます。

本町の主な少子化対策としましては、以上となります。

また、議員お示しの子供誰でも通園制度につきましては、現在も引き続き、国においてモデル事業を通じて、専門家の意見も取り入れながら検討を重ねており、令和８年度以降は、法律に基づく新たな給付制度として、全自治体での実施を求められている制度になります。

子供を中心に、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供を良質な生育環境を整備することを目的としており、在宅で子育てをする世帯の子供も、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得られること、また、保育者から子供のよいところなどを伝えられることで、子供の新たな気づきを得たり、保護者と子供の関係性に関わるといったことが制度の意義として検討されております。

本町としましても、試行的に実施されている自治体について、今後、調査・研究をし、令和８年度の制度施行に向け、取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、私のほうからは、出産に対する支援につきまして報告させていただきます。

こちらは国の施策にはなりますが、妊娠届出の際に面接をさせていただいた後、申請をしていただくと、出産応援給付金としまして５万円を支給いたしております。

また、出産後にも面談をさせていただくことで、お子様１人当たり、子育て応援給付金として５万円を支給するという、伴走型相談支援と出産子育て応援給付金の支給を行っているところでございます。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

私のほうからはですね、子供の居場所づくりということの観点からお答えをさせていただきたいと思います。

まずはですね、留守家庭学級というものがございます。今年度より午後７時までお預かりさせていただくということで、拡充をさせていただいております。

それ以外に関しましてはですね、児童館の事業が該当するものと認識いたしております。

今後も、より多くのお子さんにですね、児童館のほうをご利用していただけるよう、企画・運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

町長公室（立花　武彦公室長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　私のほうからは、近隣市と合同で出会いの場の提供に向けた結婚支援に対する取組などについて、どのように考えているのかとのご質問につきまして、ご答弁をさせていただきます。
　出会いの場の提供に向けた結婚支援に対する取組につきましては、本町単独では難しいと考えておりますので、泉大津市、高石市との２市１町広域連携の枠組みをもちまして、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。
　また、持続可能なまちづくりのためには、若者世代の転入促進、そして定住が必要であると考えておりますので、新婚生活の支援などの取組につきましても、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　その辺のところ、３名の方、よろしくお願いいたします。
　そして誰でも通園制度というのが、今、出てきておりまして、既に実施されている自治体もあるんですが、参考にしていただきながら本町においても、少しでも早く、他市町村よりも魅力的な制度になるよう進めていただきたいと思います。誰でも通園っちゅうのは結構ね、難しいところであると思いますので、令和８年からということなんで、その辺のところをよく研究していただいて、誰でも通園制度を活性化していただきたいと思います。
　そして、いろいろとこれまでの取組について答弁をいただきました。本町も町立認定こども園や、地域子育て支援センター「ひだまり」ですね、適応指導教室「ソレイユ」、「あすなろ未来塾」や、就学前給食の無償化など、子育て支援施策や教育施策等について、いろいろと取り組んでいただいていると思いますし、地理的な要素も考えますと、他市町村と比べても結構頑張っているのではないかというふうに思います。うまく発信できていないところがあるようにもちょっと感じるんですけど、例えば、隣のですね、泉大津市さんでは、ホームページにも載っていますが、泉大津市子育てガイドブックを作成しですね、住民さんにとっても非常に分かりやすい、またアピールにもなっていると思います。
　本町も制度の周知と併せて、もっともっと魅力発信ですね、必要であると思いますが、この点についてどのように考えておられるのか、お示しください。

健康福祉部（二重　幸生部長）

　議長。

議長（北村　孝議員）

　二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

　議員お示しの泉大津市の子育てガイドブックでございますが、本町の暮らしの便利帳の子育てに特化した内容であるとお見受けしております。確かに議員ご指摘のとおりですね、本町での子育て支援策につきましては、他市町村と比べても、遜色ないものと自負しているところでございますが、それら施策の情報発信について十分でないところもあると考えております。今年度ですね、健康づくり課が主導で、「ただおか子育てナビ」という子育てアプリを立ち上げたところでございます。

　この新しいアプリを活用しながらですね、町のホームページや、「ただおかＬＩＮＥ」などとも連携を図っていってですね、今後、積極的な情報発信を心がけてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

１番（河瀬　成利議員）

　議長。

議長（北村　孝議員）

　河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

　その辺の情報発信ですね、で、アピールするというのを行っていただきたいというふうに思います。

　①の質問で、最後にちょっと町長にですね、お聞きしたいんですけども、令和５年の出生者数が８９人ということで、学校をどうするのかということについても考えていく必要はあると思いますが、今日はまあこの辺はちょっと置いておきまして、子供を育てるということについては、その親にとっての子供であるというと同時に、社会全体、町全体、次の世代に向けて育てていく必要があると思います。

　国では異次元の少子化対策と言っておられます。本町においてもいろいろと取り組んでおられますが、今ある取組についても見直しを行いながら、さらに子育て支援に対する取組や、忠岡の未来を担う人材育成について、今後、思い切った取組が必要であると思いますが、その辺についてどのようにお考えか、お示し願えますか。

町長（杉原　健士町長）

　議長。

議長（北村　孝議員）

　杉原町長。

町長（杉原　健士町長）

はい。少子化、特に超高齢化社会を迎える中は、少子化でも超々少子化ということで、持続可能なまちづくりを行っていくためにはですね、住民に選択されるための魅力ある施策、そして町の未来を担っていただく、子育て世帯への支援は必要であるというのは、もう重々考えておりますので、その辺を踏まえながらしっかりと腰を据えて、この対策をやっていきたいと思いますので、どうぞご理解のほどお願いしたいと思っております。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

その辺、よろしくお願いします。子供を増やすということはですね、その前に結婚してもらって出産するというふうに思っております。そして人口を増やすと。晩婚世代とか、今なっておりますがですね、やはり先ほど公室長が言っておられた２市１町でですね、協定を結んでいらっしゃると思います。そしてそのときにですね、やはり町として、２市１町でですね、婚活パーティーのようなものをですね、ちょっと考えていただいて、そしてそういうイベントとかで男女知り合っていただいて、結婚していただくというふうな形のイベントなんかもいろいろ考えていただければ、少子化対策になるんじゃないかなと思いますので、その辺のところ、よろしくお願いいたします。

町として子育て支援に対する取組や、忠岡の未来を担う人材育成について、そういう取組をお願いいたしまして、次の②の質問に移ります。

最近、なかなか保育士等の専門職の採用が難しいということや、職員が辞めていくということをよく聞きます。子育て施策を充実していくに当たっては、マンパワーが必要であり、本町の東忠岡こども園について、職員の業務負担や働き方の見直しなどによる、職場環境の改善や魅力ある職場づくりに向けて、外部からコンサルを入れたらどうか、コンサルタントを入れてはどうか、アドバイザーとして配置してはどうかと考えますが、この点についていかがお考えか、お示しください。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議員ご指摘のとおり、保育教諭の日頃の業務というのは、非常に厳しいものがございます。そのような現状において、少しでも現場の状況をよくできる取組のヒントになると考え、こども園担当職員がですね、現場のほうに行きまして、保育教諭全員から聞き取りを行い、保育教諭が抱える悩みや課題などを整理し、職場改善に向けた取組を行っていると

ころでございます。
　その聞き取りの中で課題として出てきた、障害児やその保護者への対応の難しさといった部分につきましてはですね、昨日、尾﨑議員への答弁とも重なるんですが、今年度から大阪府の制度であります、発達支援拠点の障害児通所支援事業等育成事業を利用することで、課題解決に向けた一歩を踏み出すことができたと考えております。
　また、資格を必要としない業務、例えば、給食の配膳や布団敷き、おもちゃの消毒や電話対応などの業務につきましては、今後サポートスタッフと呼ばれる人を雇い入れることで、少しでも保育教諭の業務負担の軽減につながることができれば、などの検討を行っているところでございます。
　さらに、議員お示しの外部からのコンサルタントなどの配置につきましても、調査・研究を行い、現場職員の業務負担の軽減につながるものであれば、積極的に取り入れてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　ちょっと調べてみたんですけれども、民間からのアドバイザーについて、鳥取県のですね、琴浦町で導入されておりましてですね、そこのホームページを見てみますと、鳥取県琴浦町は、町立保育施設職員の負担軽減を目指し、働き方などについて提言するアドバイザーに副業人材を活用していると、２０２３年１０月から取組を始めた。で、２０２３年の４月、２０２３年度は４年ぶりとなる正規職員の離職者０を達成したというふうに載っていまして、この事業費が１４０万円と、年間１４０万円かかっているんですけれど、こういうふうな町、鳥取県琴浦町ありますんで、この辺のところもまたちょっと調べていただいて、一度研究していただきたいと思います。
　本町における状況把握だけではなく、外部の目から見えることで気づくこととかですね、客観的に見ることもできると思います。職場改善や職員のモチベーションアップだけでなく、新しい子育て支援施策につながることもあるのではないかとも思いますんで、検討、調査、研究ですね、ぜひお願いしたいと思います。
　そしたら次の質問にまいります。
　続きまして、不登校児童の支援ですね。これは結構難しい問題だと思います。
　さきの第２回定例会におきまして、不登校児童・生徒に対する健康診断の実施状況等について、一般質問させていただきました。大人になって大きな病気、障害につながっていくことのないよう、不登校児童・生徒についても、きっちりと業務教育段階等において、応じた健康状態についてきっちり把握をしていただき、適切な対応を行っていただきます

よう、引き続き取り組んでいただきたいと、よろしくお願いします。
　さて、文部科学省のホームページ等で調べてみますと、令和４年度の国立、公立、私立小・中学校の不登校の児童・生徒の長期欠席者数は４６万飛んで６４８人。うち、不登校児童・生徒は２９万９人飛び４８人で過去最多。うち、学校内外で相談を受けていない児童・生徒数が約１１万４，０００人で過去最多。そのうち９０日以上欠席している児童・生徒数が約５万９，０００人で過去最多と、高水準で推移していることから、緊急の課題とし、令和５年３月に取りまとめられた、誰一人残さない学びの保障に向けた不登校対策「ＣＯＣＯＬＯプラン」を前倒しし、学びの場の確保や、心の小さなＳＯＳの早期発見とかにかける支援の強化に対する旨の取組もされており、各教育委員会にも活用に向け周知されていると思います。
　誰一人取り残さず学びを保障するためにも、不登校児童・生徒への支援については、個々の不登校児童・生徒の状況を把握し、それぞれに合った多様な支援、居場所や学びの場があることを重要だと考えております。
　そこで一つ質問ですが、本町の小・中学校の不登校児童・生徒の状況について、また、不登校児童・生徒及びその保護者に対してのどのような支援に取り組んでいるのか、お答え願えますか。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　石本教育部理事。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　本町小・中学校の不登校児童・生徒の状況でございますが、昨年度が小・中学校合わせて５６名となっております。年度途中ではありますが、今年度１学期末までの３０日以上の不登校者数は２１名となっており、昨年度の同時期の不登校者数は１８名でしたので、増加傾向にあります。
　各校では、児童・生徒及び保護者の思いに寄り添いながら、家庭訪問や電話連絡を密に行うなど、学級担任を中心とした組織全体で取組、忠岡町小・中学校連携会議においても情報共有し、連携して支援に努めております。
　また、専門的な見地から、不登校の要因や背景を的確に把握するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携しております。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）

ありがとうございます。本町においても、不登校児童・生徒が増加傾向にあると。児童、保護者に対しての組織全体として、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんの取組についても理解できました。

３点ほど確認も含めまして、再度質問いたしますが、１点目は、保護者に対しての支援ですが、私が子供のときや、自分が子育てをしている時代は、何があっても、基本的には学校に行きなさいということで、学校に行くことをゴールと考えていたように思いますが、今は決して学校に行くこと、戻ることがゴールではなく、それぞれの問題、課題を解決していくことが大事であるということですが、保護者側からするとそういうことは理解できても、なかなか現実的には、どのように対処したらよいか、悩む、分からないということもよく聞きます。

そして保護者に対しても十分な対応をお願いしたいと思いますが、２点目なんですけども、児童・生徒や保護者に対する取組に当たって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんの態勢、数などは足りているのかどうか。３点目は、これは先日、産経新聞にも出ておりましたが、新たな居場所づくりとして、オンラインフリースクールですね、取組を本町にも導入されてはと思いますが、いかがでしょうか。

以上３点、お示しください。

教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）

まず１点目の、不登校のお子さんの保護者への支援につきましては、担任等が定期的に家庭訪問を行うなど、子供に対してだけでなく、保護者との関係づくりにも注力しているところでございます。

必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、保護者の教育相談にも対応しております。

また、適応指導教室「ソレイユ」に通室している児童・生徒の保護者の方には、「ソレイユ」の指導員が学校と連携し、個別相談にも対応しております。

２点目のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの態勢、数につきましては、スクールカウンセラーは小学校には町費で各校１名ずつ、中学校には府費で配置しているところでございます。さらに今年度は、両小学校に府費で各１２回程度、配置しております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、町費で中学校を拠点として配置し、小学校とも連携を図っております。

なお、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー合同の連絡会を定期的に開

き、連携を密にしているところでございます。
　３点目の議員お示しのインターネット上の仮想空間、メタバースを不登校の子供の居場所として活用する取組があることは認識しております。本町におきましては、現時点で導入の予定はございませんが、不登校支援への取組につきましては、先進事例等を調査・研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　その辺のところ、調査・研究もしていただき、よろしくお願いしたいと思います。
　②の質問に移ります。
　適応指導教室「ソレイユ」については、小規模な本町ですが、設置いただいているということで、これはありがたい、頑張っていただいておるというふうに思います。
　適応指導教室の「ソレイユ」の現状や課題、また今後の取組について、どういうふうにお考えか、お示し願えますか。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　石本教育部理事。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　本町の適応指導教室「ソレイユ」の現状でございますが、昨年度は、小・中学生５名、今年度は現時点で小・中学生４名が入室しております。
　指導には校長経験のある指導員２名で、きめ細やかに行っており、また、小・中学校の教員が「ソレイユ」を訪問し、つながりをもつようにしております。
　課題と今後の取組につきましては、不登校のお子さんの状況等、個々それぞれ異なりますので、それぞれに合った多様な支援が必要となり、引き続き、「ソレイユ」と学校、保護者、事務局等がしっかりと連携して支援してまいります。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　ありがとうございます。ホームページにありました、適応指導教室「ソレイユ」の案内を見ますとですね、「ソレイユ」というのはフランス語で太陽ということで、体験活動に

取り組むと書かれていました。将来にわたり生きていく力を身につけていくためにもですね、学習指導だけではなく、スポーツ、調理実習、食物の栽培ですね、この実験ですね、で、工作などのカリキュラムも取り組んでいただきたい。また、外部講師の活用なども必要ではないかと思いますが、その辺のところはどうですか。いかが、お示し願えますか。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　石本教育部理事。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　議員お示しのとおり、「ソレイユ」におきましては、個別で学習を支援し、スポーツや栽培活動、調理実習等の体験学習を通して、集団活動へと輪を広げております。
　また、以前、指導員として子供たちに関わっていた方を外部講師として招いたこともございます。
　今後も学校に行きたくても行けない子供たちを支援し、学校とは異なった雰囲気で、自分の居場所、心のよりどころづくりを目指す、太陽のようなぬくもりのあるところとなるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　どうもありがとうございます。答弁にもありましたが、「ソレイユ」は自分の居場所ですね、心のよりどころづくりを目指す、太陽のような温もりのあるところとして、引き続きよろしくお願いしたいと思います。
　③の質問に移ります。不登校児童・生徒に対する支援については、フリースクールと民間団体においても取組がみなされていますが、本町では、不登校児童・生徒がフリースクールを希望する場合、相談体制など、フリースクールと民間団体との連携はどのようにされているのか。また、フリースクールに通う場合に必要となる利用料や通学費ですね、等について、助成を行うことについて、どのようにお考えか、お示し願えますか。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　石本教育部理事。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　フリースクール等の民間施設との連携につきましては、これまでも不登校児童・生徒が

希望した際に、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、学校長が出席扱いとしているところでございます。

議員お尋ねの利用料の助成につきましては、先進事例等を調査・研究してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

子供たちの置かれた状況に応じた、それぞれの居場所、学びの場が必要であることからも、フリースクールが公的な役割を担っているとも思いますので、また、他の自治体では、社会的自立や不登校状況の改善につなげていくために、通学費などを一部補助している自治体もありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

こども庁では、不登校児童・生徒の支援として、来年度から、心理・福祉の専門員を自治体に配置し、学校だけでなく、地域のＮＰＯ、民間医療機関につなぎ、学校だけでなく、地域全体で切れ目なく支援に関わっていけるように取組を進めていくことについて、先月２３日のＮＨＫのニュースでこういうことが報道されておりましたので、この辺りの情報も入手していただきですね、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

続きまして、防災対策についてです。防災、災害の質問は各議員さんが結構されておりまして、私も住民の方から生の声を聞いてですね、特にお年寄りの方から聞いたことをちょっと質問したいと思います。

本町におきましても、最近では平成３０年９月に発生した台風２１号による災害については記憶に新しいところですが、台風や大雨等の際には昼夜問わず、災害対応等に当たられております職員や関係機関の方々には、改めまして感謝申し上げます。

さて、本年８月８日午後４時４３分、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード１．７の地震が発生し、この地震を受けて、大規模地震発生の可能性が平常時に比べ、相対的に高まっていることが考えられることから、今後１週間、大規模地震発生にふだんよりも注意が必要な旨の、南海トラフ地震臨時情報が発表され、８月１５日にこの特別な注意の呼びかけが終了したところであります。

今回の南海トラフ地震情報においては、事前の避難を伴うものではなく、日頃からの備えを再確認し、地震が発生したらすぐに避難できる準備を行うということでもあったことから、各家庭において、改めて、日頃から準備の内容や町から配布されているガイドブックなどを確認、見直しなどがされたと思います。

今回の注意の呼びかけについては、１週間が経過し終了しましたが、南海トラフ地震の

発生や、その災害発生のおそれはなくなったわけではありません。

今後も、引き続き災害時の避難場所や避難経路の確認、家具の固定や避難する際の非常時の持ち出し品の準備、日頃から地震などの災害発生に備えておく必要があり、改めてこのタイミングで住民に対して啓発活動を行う必要があると思います。

特に、巨大地震注意の１週間の間、住民の方からどこに避難したらよいのかということをよく聞かれました。旧２６号線からの下の、下というか、海辺の近い地域は、津波や高潮による浸水も想定されることから、実際に起こった災害に応じた避難行動が求められることから、一概に地域ごとにどこの避難所に避難してくださいと、事前に指定することはできないとも思いますが、実際、災害発生時避難する際、どこの避難所に避難すればよいのか、また、あまりＳＮＳを利用しない方は、やはり町広報を読んでいる方も多く、最近広報で防災対策の記事はあまり見ないことから、改めて広報なども活用していただくなど、日頃からの備えについての啓発、自治会等に対する出前講座、訓練等、実施も必要であると思いますが、その辺のところどのようにお考えか、お示しください。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

南次長。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

今回の南海トラフ地震臨時情報での巨大地震注意が初めて発表されたことに伴い、本町といたしましても、住民への日頃からの地震への備えの再認識として、家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭内での備蓄確認等をいま一度ご確認をお願いするという旨のことを、町ホームページと「ただおかＬＩＮＥ」及び自主防災会へ発信したところでございます。

また、ご質問の地域住民はどこに避難すればいいのかというところにつきましては、本町から地域、地区、住民の方々に対しましては、具体的にどこの避難所へ避難してくださいという旨の指定は行ってはございません。

避難先として、町内８施設の指定避難所がございまして、まずはシビックセンター２階のふれあいホールを開設いたします。その後、状況に応じて、順次開設していく予定ではございますが、避難とは災難を避けることでございますので、不特定多数の人が集まる避難所等ではウイルス等の感染リスクが高まるため、指定避難所に避難していただくほか、親戚や知人宅への分散避難をしていただくことも有効な手段の一つであると考えてございます。

また、こういった形の住民への周知というところではございますが、本町の総合防災マップには、指定避難所の場所やハザードマップ、日頃からの備えなど、防災情報が網羅されてございますので、町ホームページに、災害等の情報発信を行う際には、総合防災マッ

プ等のリンク情報の貼り付けも行っておるところでございます。
　今後におきましては、町広報誌の掲載を始め、「ただおかＬＩＮＥ」やインスタグラム等のＳＮＳも活用しながら、積極的な啓発に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　時間も迫ってきましたので、総合防災マップなども全戸に配布されておりますし、今回、台風１０号についても、ページ等で情報発信され、総合防災マップも添付されておりましたが、パソコンやスマートフォンなどを利用されない方もおられますので、いろいろな方法で情報発信をお願いしたいというふうに思います。
　「日本一小さな町　忠岡」ということで、日本一住民同士、住民と役所が近い、コミュニケーションが取れ、一緒になってまちづくりができる町やと思っております。その辺りも十分に踏まえ、理解していただき、日頃からの備えについて、いま一度、周知・啓発等の取組をお願いいたしまして、次の質問に行きたいと思います。
　最後の質問であります。
　駅前活性化についてでございます。シャッター通りというか、ああいうところを何とかしようじゃありませんかということで、これまで私も町内でどんどんお店を閉店していることからですね、町内における新規創業や、町内の空き店舗を活用した場合に限定した、新規事業者に対する補助制度、優遇制度の創設などによる、空き店舗の解消や、町の玄関口である忠岡駅周辺の駅前活性化について一般質問させていただきました。
　今回まず、町が産業振興、駅前などの町の活性化に向けた取組として、令和６年度の新規事業として、忠岡駅周辺のにぎわいづくりを推進させていくために実施しています、忠岡駅周辺活性化事業支援補助、最大１００万円の補助事業の現在の取組状況ですね、及び駅前のショップ南海が閉店されている状況ですが、南海電鉄さんとか、いろいろ対する取組、交渉状況ですね、家賃とかの交渉状況について、お答え願えますか。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　忠岡町駅周辺活性化改良支援補助金は、忠岡駅周辺のにぎわいづくりを推進させるため、忠岡駅から半径１００メートルの範囲内に飲食店を新規出店する企業に対して、店舗の改

装費用等として、最大１００万円の補助金を交付する事業でございます。５軒まで申請できるように５００万円の予算を計上しております。申請は現在のところ、当補助金への問合わせが７件ほどございましたが、対象エリアや条件に該当するものではなく、補助金の交付には至っておりません。

当該事業に関する取組としては、町のホームページや広報誌での周知に加え、町内企業には、商工会と連携して、情報発信し、町外の企業には、大阪府で開設している大阪企業家応援ポータルを活用して、情報提供を図っております。

また、駅前の空き家店舗が閉店されている状態に対しましては、事業者に、本年３月に出向き、家賃などの交渉をしてまいりましたが、結果は変わっておりません。

以上でございます。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

今、答弁いただきましたが、今後の展開、取組についてですが、補助事業について、現在のところ活用実績がないと。また、家賃の交渉等についても取組も変わらないということの答弁でしたが、開業資金の補助事業につきましては、町内の飲食店、以前に比べ少なく、町外から人も呼べる、呼び込める、利用できるということで、今回は飲食関係に限定されたと思いますが、現時点で利用実績がないということから、業種や対象範囲を広げてもいいのではないかと、必要ではないかと。また、閉まっているショップ、南海のテナントについても、引き続き条件の緩和や活用等について、南海電鉄さんに対しても取り組んでいただきたいというふうに思います。

例えば、町や商工会が借りていただきですね、町内の産業やまちの魅力発信として、アンテナショップや憩いのスペースとして活用していくような、南海線の吉見ノ里の駅、熊取町さんの駅でありましたり、そういうことがされていると思います。そういった取組も検討していっていただきたいと思いますが、その辺のところいかがでしょうか。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

南海本線忠岡駅は、本町唯一の公共交通機関の窓口でもございます。その忠岡駅周辺のにぎわいを取り戻すことは、本町の施策の中でもとても重要なことだと感じております。

まず、現行、行っています、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金については、３年間を予

定しております。令和６年度、令和７年度、令和８年度の事業でございます。２年及び３年目に関しては、対象範囲や業種を拡大し、１件でも多く補助できるような対策を検討してまいります。

また、現在空き店舗となっております駅周辺の利活用につきましても、議員ご指摘のアンテナショップや憩いの広場などとして、また、商工や観光としての情報発信の場としての利活用ができないか、地主さんや商工会などと協議し、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

忠岡駅前活性化補助金については、より利用しやすくですね、見直しを行っていただきたい。引き続き、駅周辺のにぎわいづくり、町の魅力発信に取り組んでいただきたいと思います。シャッター通り、何とかしようじゃありませんか。よろしくお願いします。

これで、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北村　孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩をいたします。１３時より再開をいたします。

（「午前１１時２４分」休憩）

議長（北村　孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後１時００分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村　孝議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。では、通告書に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず、住民健診についてです。私、恥ずかしながらこの７月に初めて役場での住民検診を受けました。一受診者として、また女性として気になる部分がありましたので、取り上げました。

まず、健診内容について改善いただきたい部分について質問いたします。

個人情報、プライバシー保護の観点です。

受付付近で、受診者の書類ですね。机に丸出しで個人情報が丸見えだったりとか、あとは検査結果の説明の場所で、つい立て立ってますけれども、名前とか検査結果の内容が丸聞こえということで、忠岡のような狭い町であると、どこそこの誰それさんやなと、何の検査を受けてどんな結果やったか、もう丸分かりというところで、医療情報、そういう個人情報への配慮が大分欠けているなと感じました。

また、プライバシーへの配慮、特に女性への配慮が欠けているなと感じた部分がありまして、ここではもうちょっと具体的な内容は申し上げませんけれども、担当部局には申し上げています。で、正直ちょっと、私個人としては、もう２度と受けたくないなと思った部分も幾つかあったんですね。ですので、今年度、女性の課長さんが担当部局の課長さんで配属されていますので、具体的なところは伝えさせていただいています。

そういった個人情報保護、プライバシーへの配慮という部分ですね、ぜひ改善していただきたいですけれども、いかがでしょうか。これが１点目。

また、夏場の胃がん検診についてもです。バリウム検査っていうのは、前日の夜から検査終了まで、ほぼ１２時間近く絶食、絶水なんですね。で、私もそんな高齢ではないですけれどもね、その私でも結構肉体的には厳しかった。で、それがお年寄り、また特に暑い中、歩いて役場の健診に来られている方、自転車も含めてですね、そういった方であると、暑い時期、絶水が続くとですね、結構命の危険があるのではないかと気になりました。

健康のために検診を受けに来ているのに、命の危険に晒されるというのは、本末転倒だと思います。

本町の胃がん検診は、８月、９月の暑い時期は実施していないと聞いておりますが、近年の日本の気候は、もう４月、５月から暑くて、６月、７月でも真夏並みという暑さです。ちなみに今年の７月、大阪に熱中症警戒アラートが発令された回数を調べましたら、１０日、１０回ありました。そういった近年の日本の夏の気候を踏まえますと、前日から長時間の絶水が必要になる胃がん検診のやり方、在り方も見直しが必要だと考えますがいかがか。これが２点目。

あと１点、暑さ対策ですけれども、これ昨日の前川議員の熱中症対策の質問でもですね、町が答弁で、やっぱり役場の中で体調不良を訴えられた住民さんがおられたとおっしゃってました。で、健診のための絶水も含めてですけれども、夏場の暑さで体調不良を役場で訴えられた方がおられた場合に、速やかに水分補給ができるための経口補水液や、体を冷やすための冷却剤など、熱中症対策、役場ではしているのかという、以上、３点、ご答弁お願いします。

健康福祉部（大谷　貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村　孝議員）
　大谷健康福祉部次長。
健康福祉部（大谷　貴利健康福祉部次長兼保険課長）
　まず１点目ですね、個人情報、プライバシーへの配慮という点について、答弁させていただきます。
　議員ご指摘の個人情報の保護や、プライバシーへの配慮につきましては、委託先と協議をいたしまして、パーテーションを増やすことや、案内表記を増やすなど、できることから改善を図ってまいりたいと考えております。
　次に２点目の質問でございます。胃がん検診のやり方、在り方の見直しについてでございますが、胃がん検診における飲水の件につきましては、本町は問診票と合わせてお渡しをする案内チラシにおいて、幾つかの注意事項と合わせてですね、午前受診の方には、水以外のものが不可ということは、ものは、起床後から受付時間前まで、２００ミリリットルまでは飲水可と示しておりますが、昨今、暑さへの配慮といたしましても、このご案内の仕方をですね、より丁寧に行い、熱中症予防に努めるとともにですね、胃がん検診の今後の集団研修実施の時期につきましても、これまでにも８月、９月は避ければおりましたが、夏の暑い時期が長引いているような状況でございますので、そういった時期をですね、なるべく避けて、日程を確保できるように調整するように進めてまいります。
　３点目の熱中症対策ということでございますけども、現在のところ、熱中症対策としての経口補水液や体を冷やすものなどの備えは行ってはおりませんが、熱中症予防の周知・啓発を図るとともにですね、町内の連携を図って対応してまいりたいというふうに考えてございます。
　以上でございます。
１１番（勝元　由佳子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　勝元議員。
１１番（勝元　由佳子議員）
　受託業者との関係もあると思いますので、これ前向きに改善していっていただきたいです。
　プライバシーのほうですけどもね、先ほども申しましたけども、課長さん、女性に代わられました。で、避難所とかは、よく最近女性目線でと言われますけれども、やっぱり住民健診についても、女性目線のきめ細やかな配慮、ぜひお願いしたいということ。
　また、夏場の暑さ対策も、ぜひお願いいたします。
　もう１点、再質問ですけども、研修の見直し、改善というところで、発注についても質問させていただきます。

この夏場のバリウム検査、調べましたら、吹田市のホームページで検査直前まで水分補給してよいというふうに書かれてましたので問い合わせましたら、それは受注業者の方針ですということで、本町とは違う受注業者さんでした。

本町は、聞きますと、特命随契、１社決め打ちですね、の発注をしていると。で、ここでないと無理というね、発注ですけども、実際、よその自治体は、ほかの業者さんに発注していますので、全然、競争性取り入れられるということで、そもそもこの２号随契には該当しないということです。

先ほどの改善の中身ですけども、見てましたらね、結局は受注業者さんの殿様商売的というんですかね、いう部分はあるんかなというふうに感じました。ですので、本町も登録業者４社あると聞いています。ですので、特殊な発注分野ではありますけれども、例えば、３年の長期契約にして、発注事務軽減化するとか、工夫すれば競争性を取り込めると思いますので、ぜひ発注方法を見直していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷　貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷　貴利健康福祉部次長兼保険課長）

本町は、住民の健診受診の利便性を高め、受診率の向上が図られるよう、国民健康保険の特定健診と各種がん検診を同じ日に受診ができるように工夫をしていますが、どのがん検診とセットにするかについては、前例踏襲に捉われることなく、前年の動向を踏まえ、組み合わせております。

検診の質や内容につきましても、近隣市町を参考にしながら、さらなる改善を図るように努めてまいります。

また、発注方法につきましても、一つの契約方法に捉われることはなく、住民の健診受診の利便性や、向上や、よりよい検診の実施が実現できる契約となるように、見直しを検討してまいります。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

前向きにね、発注方法も見直していただけるようですので、そこは今すぐ、多分ね、総務課との兼ね合いもあったりすると思いますんで、できないと思いますけれども、改善していっていただきたいと思います。

ですので、健診の質の向上を図っていただきたいとお願いして、この質問を終わります。

次、本町施設を有効活用した町の活性化策等についてです。

まず、一つ目の質問項目です。これはですね、町施設で住民対象に喉自慢大会等、音楽イベントをしては、という質問です。

人生１００年時代を迎えていますが、いかに健康に生き生きと暮らしていくかが課題になっております。健康づくり、生きがいづくりが非常に大事になっています。運動、トレーニングは、習慣のない方にはハードルが高いんですけれども、一方、歌うことっていうのは手軽に気軽にできますし、心肺機能が強化されます。また、声を出すことでストレス解消にもつながります。

本町では、単身者世帯が、全部８，０００世帯のうち、約３，５００世帯が単身者世帯です。一人でいますとね、声を出さないということで、精神衛生上もよくないという部分で、気軽にできる健康増進法でもあると思います。

またそういった大会がありますとね、頑張るぞということで、日常の励み、生きがいにもつながります。本町施設でもカラオケは人気だということは聞いてます。ですので、たった一人からでも、誰でも気軽に参加できる、そういうイベントという意味でも、本町の新たな活性化策、また健康づくり事業、福祉事業として、ふれあいホール、あるいは町民グラウンドでの住民、在勤者を対象にした喉自慢大会、カラオケ大会を開催してはいかがか、というのが１点。

もう１点、これはふれあいホールでの音楽イベントについてです。

本町でコンサートといいましても、文化祭での演奏が少しある程度ですね。せんだって本町の広報のアンケート調査があった際に、泉大津市、岸和田市の広報を参考に見ました。そうしましたら、住民向けのイベント、いっぱいあったんですね。で、また、岸和田市の浪切ホールの前を通りましても、バイオリンのね、コンサートとか、あとキエフ・バレエ団の白鳥の湖とか、いっぱい公演案内があるんですね。で、実際、羨ましいと。忠岡だけ何にもないなと、住んでいて悲しい状態です。

忠岡町の文教意識アップのためにも、そういった芸術、音楽分野のコンサート、イベント、必要だと思うんですけども、一方で、町民、町内だけをね、対象にしていても来ないんですよ、みたいな声も聞こえます。そこは逆輸入の発想といいますかね。もう一層高いチケット代を払ってでも聞きに行くというような方々を、例えばふれあいホールに呼ぶと、町外から聞きにきますよね。そしたら駅からぞろぞろと人の行列ができて、ＪＲ福島駅からシンフォニーホールに行列がね、ぞろぞろぞろぞろ歩いていくのと同じで。そういうことがあると、やっぱり町民さんも、何あれと、え、あんなんあるらしいで、ということで、やっぱり人がやっているのを見ると、他人がやっているのを見ると、人ってやりたくなるというね、そういう傾向もありますので、逆輸入の発想で、町外の人がやっているんやったら、じゃあ町民もやろうかいなと、感化していただく、それぐらいの作戦も考えていただきながらね、忠岡町の文教意識アップ、またふれあいホールの利活用アップために、音

楽、芸術分野のイベントコンサート、今後企画していただきたいんですけれども、２点ご答弁お願いします。
健康福祉部（大谷　貴利健康福祉部次長兼保険課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　大谷健康福祉部次長。
健康福祉部（大谷　貴利健康福祉部次長兼保険課長）
　まず、１点目でございますが、まず健康福祉部といたしましては、健康啓発に関するイベントをですね、開催する際には、主に職員の意見を中心に検討をしているところでございますが、健康増進の内容であれば、住民参加の意見や要望ですね、含めた形で、今後の開催については、検討してまいりたいというふうに考えてございます。
　以上でございます。
教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　村田教育部長。
教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）
　２点目のご質問に対して、私のほうからご答弁させていただきます。
　現在、町民音楽祭やふれあいフェスティバルなど、既に一定の文化イベントは行われていますが、これらのイベントの成果を踏まえつつ、さらなる活用策を模索してまいります。
　具体的には、文化協会などと連携しながら、より多様なイベントの実施可能性を探り、町民ニーズに応じた企画を進めていきたいと考えています。
　また、町民の参加を促進するための広報活動や、効果的なイベントの調査・研究を行い、ふれあいホールの稼働率向上と町の活性化を図りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
１１番（勝元　由佳子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　勝元議員。
１１番（勝元　由佳子議員）
　ありがとうございます。前向きにね、ご検討はしていただきたいんですけれども、町のイベントっていうのを見てみますとね、やっぱり町政に近い方というんですかね、知らない、忠岡町に一人でふらっと引っ越ししてきて住んでいる方が気軽に参加できるかというと、ちょっとハードル高いんかなと思ったりもします。ですので、昭和からずっと続けてきている町のイベントの在り方、まあ自治体運営そのものも見直す時期に来ていると思い

ますので、見直すべきところは見直していただいて、ぜひ広く住民みんなが楽しめて、町が元気になるようなイベントの在り方を考えていただきたいとお願いして、この質問を終わります。

次に、２点目ですね、２項目め、役場庁舎横のため池部分についての質問です。

先日、総務課のほうでですね、庁舎横のため池で大量繁殖した亀を全て取り除くことにしましたと聞きました。今、繁殖している、生息している亀を全部取り除くということですけれども、亀は爬虫類で、動物愛護法の愛護する、大事にするべきね、命、動物という対象になっています。ですので、その取り除き方、やり方次第では虐待じゃないかと批判を浴びかねないというところが懸念になっています。ですので、譲渡も含めて、具体的に本町はどのようにして亀を取り除くおつもりなのか、ということと、もう１点、亀を全部取り除いた後、町として、あのため池部分をどのように利用する予定なのか、ご答弁ください。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（北村　孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

町舎横に設置されています人工池につきましては、現在、不法に放出されたミシシッピアカミミガメが大量に繁殖している状況となっております。

このミシシッピアカミミガメは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が改正されたことに伴い、２０２３年６月１日に爬虫類の条件付き特定外来生物に指定され、規制が始まり、一般に飼育すること、責任をもって飼える人に無償譲渡などは許可の必要なく、可能ではございますが、個体を野外に逃がしたり、放す、販売目的の飼育などは禁止されました。そのような現状を踏まえ、譲渡等を含めた処分方法の検討を重ねている段階でございますが、仮に譲渡の方法で進める場合は、適切な譲渡先かどうかの調査などを含め、検討してまいりたいと考えております。

今後詳細が決まりましたら、ホームページ等で周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後の活用等につきましては、利用制限のあるスペースとなりますので、再度水を入れ替え、現状と同じ状態にするのか、駅も含めたアメニティ広場全体を、今後どのようにしていくかなどを検討し、防犯対策なども併せて考えてまいりたいと考えております。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

もう近年もね、ご存じやと思いますけど、愛護精神、動物愛護の精神、意識が非常に高まっていますので、行政のやることについてですけども、やり方まずいと、住民社会、町外からね、非難を浴びることもありますので、くれぐれもそこら辺ですね、抵触しないよう注意をしてやっていただきたい。今後についてですけれども、まだ未定ということですけども、やっぱり亀をね、捨てに来られるというのが一番困るわけですよね。で、水を抜いてそのままだと、また雨降って水溜まって、また捨てに来て、同じことを繰り返すということにもなりかねませんので、で、動物をね、飼っている動物を捨てるのは動物遺棄で犯罪ということになっていますので、できればね、監視カメラをつけて、犯人を特定して警察に通報すると、本来、今までもそうすべきだったんですけどもね。放置する期間があるのであれば、そういう対策も念頭に置いて、対策をしていただきたい。

今後の利活用についてですけれども、あのため池部分、噴水がついていると聞いています。近年の夏は暑いですし、町内には避暑地になる場所もありません。で、昨日の町のご答弁ですかね、公園の整備等についての質問で、都市公園等も含めて、在り方を検討していくということをおっしゃっていました。ちょうどこのシビックセンター、町民グラウンドの場所っていうの、都市公園になっていますので、夏場の住民の憩いの場、また、親子連れでも遊べる場として、ここに水遊び場とかですね、設置していただくというのはいかがでしょうか。ご答弁お願いします。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（北村　孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

噴水につきましては、数年前からですね、財政健全化のためですね、止めた経緯がございます。今後の活用につきましては、それをどうするのか、ランニングコストを含めてですね、検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

財源のこともあると思います。で、一方で、住民として気になるのが、今後のこともですけど、実際にこのシビックセンターの事業費、１２０億かかっていると聞いています。で、当然、設置した当時、あのため池部分だって、設計費用、工事費用、それなりの公費を投じているわけですね。で、それが無駄になっているというところをね、やっぱり町の

事業の計画性とか、公費を無駄にしているというところは重々ね、感じていただきたいということはお願いします。

また、その施設管理者としての責任の部分もきちっと果たしていただきたいということをお願いして、都市公園の在り方、これから、今後、進めていっていただきたいとお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次、本町で新たにスタートした公益通報制度について、質問をいたします。

現在、兵庫県の事案で、公益通報、また通報者の保護といったことが世間をにぎわせています。ちょうどタイムリーな質問になりました。

本町でもこの７月からスタートしたと聞いております。で、これまで私も一般質問で要望をしてまいりましたので、導入していただけたという点では、本当にありがたいと思っております。ありがとうございます。

しかし一方で、その制度内容を聞きましたら、外部窓口が通報先になっていないということも聞いております。ですので、本町の制度は、本当に目的達成に効果があるのかと、疑問に感じる点がありましたので、取り上げました。

まず、１項目め、本町の公益通報制度の具体的内容についてお聞きします。

本町では、部長職の幹部の方が通報窓口になっていると聞いております。実際に通報を受けてから、どのような対応処理の流れなのか、簡単にですけれどもね、概要、制度内容を教えていただけますでしょうか。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

本町の公益通報制度について説明させていただきます。

本制度の目的としましては、大きく２点ございます。１点目としましては、通報者が公益に資する通報をしたことによる不利益な処分を受けないように保護すること。

２点目がその通報を受けて是正する内容があれば、組織として是正する、ということでございます。

事務の流れとしましては、職員等から違法または不当な行為に関して、通報が相談員になされます。相談員は部長級職員、本町の部長級職員となっております。相談員である部長級職員は、通報内容を聞き取り、通報者の名前を伏せた調査報告書を作成します。

一連の事務の中で、通報者の氏名を知っているのは、初めに相談を受けた部長級職員１名のみとなります。ここが重要なポイントで、物理的に通行者を知ることができないので、不利益な処分や報復と呼ばれる行為ができないようになっております。

その後、副町長を筆頭とし、部長級職員で構成する公益通報委員会において、提出され

た通報内容を審査し、是正が必要であれば、是正の権限を有する機関に報告し、是正を求めることとなります。

なお、本制度の事務局は人事担当課となりますが、通報されている内容が、人事担当課の所掌事務、違法行為等が人事担当課の事務に関してであれば、法規担当課が事務局となります。

以上でございます。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

あらかた分かりました。

何よりね、私が懸念するのは、やっぱり通報窓口が役場内部にしかないというところなんですね。もし例えば、職員さんが外、外部に通報したいとなったときにですね、例えばマスコミ、あるいは我々議員といった、外部へ通報、あるいは事前相談した場合ですね、守秘義務違反のところが問題になると思います。特に、外部に通報、相談するために、不正や問題の証拠となる内部資料やコピーなどをこっそり勝手に持ち出した場合ですね、本町では、そういった職員の扱い、どうなのか、教えてください。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

外部を通じての通報については、通報者からの聞き取りができないため、調査が進まないケースも想定されますが、その出された文書や証拠となるものが確かなものであれば、当然のことながら、公益のための通報として調査し、是正まで進んでいくものであります。その際に持ち出した情報について、ということでご質問をいただいておりますが、そのケースケースでの検討になるとは思いますが、例えば公益のためであっても、外部に本来公開の対象ではない文書を持ち出した場合、これは原則、守秘義務違反という考え方になるかと考えております。当然のことながら、公開の対象でない文書であっても、本制度により公益通報相談員、本町の部長ですね、に提出すること、これなら問題にはならないところです。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。
１１番（勝元　由佳子議員）
ということは、外部に通報するのにこっそり持ち出したりすると、公開の対象じゃない資料だった場合は守秘義務違反で処分の対象になるということですよね。という認識で合っていると思うんですけどね。で、そういう制度内容ということは分かりました。ということで、そういった本町の制度内容を踏まえまして、二つ目、三つ目の質問に移りたいんですけども、議長すみません、ちょっと質問をですね、入れ替えさせていただきたいんですけども、よろしいですか。
議長（北村　孝議員）
はい、許可します。
１１番（勝元　由佳子議員）
すみません、では、今のご答弁と合わせて、本制度の内容そのものについての問題点、改善点について、質問をいたします。
これまで私も一般質問で、こういった制度の導入を要望してまいりましたけれども、当然ですね、弁護士など、外部の通報窓口による公益通報制度を要望していたわけです。で、加えて、以前に実施しました若手職員さんへのアンケート調査の中でも、公益通報制度の必要性を感じますかと、私も質問に入れています。で、必要だと感じる方については、その理由も書いていただいています。で、その理由の中でですね、挙げますね。ある方ですけども、他の自治体では処分されているようなことを行っている職員がおり、上司や人事に伝えたが、数年間処分も何もなく、逆に昇格していたので、公正に対処してほしいから必要だ。別の職員さん、上司や先輩に相談しても解決しないのであれば、その上席たちの不正などを通報して叩いていくしかないから、だから必要だと。
また別の方、この方はもう特定の部長職の方の特定の行為を書いていましたので、今は言いませんけれども、そういう行為を人事に報告したが、結局直らなかったから、だから通報制度が必要だと。つまり、役場の職員さん自身がですね、もう内部だと無理だと、なので、外部に通報できる公益通報制度が欲しいというふうに求めていることが分かります。
また、議員である私自身も、これまで様々な町政内の、公務員、行政として、ゆゆしき問題、取り上げてまいりましたけれども、いずれにしても問題ありませんということで、本町、片づけて終わっていますね。なかったことになっています。というところで、この本町の制度内容そのものについて、まとめて三つですけどもね、お聞かせいただきます。
まず、公益通報制度の目的、先ほどもおっしゃっていましたけども、不正など問題の是正、これが第一。で、もう１点が通報者の保護、この二つが制度の目的です。
まず、第一の目的、不正などの問題の是正という観点ですけども、今、申し上げたように、本町では、内部で職員が、議員が、幾ら通報、問題視しても取り上げてもらえない、全く聞いてもらえない、無駄だという状態があります。ですので、幾ら制度を作っても人

が変わっていない、対応する人が変わらないということであれば、今後、通報があっても是正改善に向けた対応がされないんじゃないのかと、非常に疑問に思いますが、いかがですかという点が１点。

２点目、通報者の保護の観点です。これも不安があります。本町の幹部の方、もう町長も含めてですけども、日頃見ていますとね、ぽろぽろ言ってはいけないことを気づかずに言ったりとかですね、あと、よく情報公開請求、私、しますけども、もう全町的に、どの情報を公開していいのか、非公開にしていいのか、つまり秘密にすべきこと、オープンにしていいことの判断がついてないんですよね。

そういう判断のついていない方々が、本当に通報者を保護できるのか。実際、名前を明かさなくても、案件とか、ある情報を言うと、ああ、あれ、あの人やなと、通報者あの人やなと察しがつくことなんて多々あるんですね。そういう部分で、本当に保護されるのか、甚だ疑問だという点。

もう１点、そういった問題点を踏まえた改善点ですけれども、やはり職員さんも求めているように、外部の通報窓口、外部の処理機関の設置が必要だと感じます。で、あわせて本町は、大阪府の公益通報制度も参考にしていると聞いています。他の自治体も参考にしているそうですけどもね、大阪府は、あわせて、一般住民からの通報、いわゆるタレコミも受けています。実際私も受けることありますけども、やっぱり職員、議員では分からないことを住民さんが知っていることもあるんです。ですので、大阪府同様、広く一般住民からの通報も受け付けてはいかがか、以上、すみませんが、まとめてご答弁お願いします。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

是正の部分ですね、まず、職員からのアンケート等も参考に、ということで言っていただきました。まず、制度を作ったところは、私どもの決意でもありますし、組織内の違法行為、まあ不当な行為等の是正というのは申し上げたところです。しっかりそういったところはやっていくところになるんですけども、職員が通報しにくい、してもあかんっていうところも含めて、今回はそこを整理して、この制度を導入したことによってクリアになっていくのかなとは思っております。

あわせてちょっと保護のほうと重なっていくんですけども、外部窓口の導入というところもありました。外部窓口の導入、これは制度を検討する際に、先行団体の事例というのも研究しております。大阪府内の市町村、町村ですね。町村では、現実、制度を運用してからも通報件数が０件であり、町内、私どもと一緒に、職員への窓口、通報の窓口は職員が担っているという状況でした。で、議員ご指摘のとおり、通報窓口を外部、弁護士等に

しているところもあります。ただ、これはコストもかかることですので、まず、制度は導入することが大きな意義があると考え、導入時にはその外部窓口というのを設置しなかったところです。

これにつきましては、今後、やっぱり外部窓口がないと通報がしにくいというような声があれば、検討していくことになると考えております。

それから情報の保護、本町の職員にそれができるのかというところですけど、もう答えとしては、もう当然やっていくというところなんですけども、先ほども申し上げた、本制度の二つの柱の一つが、その保護というところになりますので、相談員、部長級の職員がこの通報者の情報を漏らすようなことがあっては、この制度がそもそも成り立ちません。先ほどの職員の不安、言うてもあかん、消されるっていうところの解消にもつながりませんので、その辺、職員に対する制度の説明会というのはやったんですけども、通報相談員となる部長級職員の皆さんも集まって、別日に集まっていただきました。そのときに、制度の趣旨と相談のあった際の対応という事務的なことも、当然説明をしましたが、最終的には一番肝となるのは、相談した情報は、その相談を受けた部長しか知ることがないし、それを漏らすようなことがあると制度が潰れるし、漏らした部長が、今度は処分の対象になりますっていうのを伝えたところです。

こういったところは、当然のことながら部長の皆さんも理解していただいていることですし、重ねて言うた部分になっていると考えております。

一般の住民の窓口というところのご指摘ありました。これにつきましては、先ほどもちょっとマスコミ等のところでも話ありましたけれども、公益通報制度を利用して、するのは、通報者の保護というのがあります。ですので、一般住民の方々から通報がなされたことによって、私どもが一般住民の方に不利益な処分をするということはできないです。といった意味で、公益通報で保護する対象というところからは外れます。ただ、当然のことながら、住民さんからそういったことをいただくと、私どもは調査をすることになりますし、それに違法行為があったり、不当な行為があれば、是正に努める、これはもう当然のことでございます。今までもこの公益通報制度、導入以前から、住民さんからもいろんな情報をいただいておりますし、それについては、所管する部署が、コンプライアンスに関することであれば、秘書人事課のほうでいろいろ調査をして、対応をしてきているところでございます。これでよろしいですか。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

制度をつくったこともありますし、適切にやっていきますという趣旨の答えだと思いま

すけども、であれば、疑問なんですけどもね。じゃあなぜ今まで、役場内部で職員さんが声を上げ、また議員の私もきちっとね、事実確認、客観的根拠に基づいて調査もした上で、問題指摘した問題も、是正改善に向けて動いていただけなかった、対応されなかったという疑問が残ります。それが１点。

あと、もう１点、懸念点ですね。本町は、ことごとく、あらゆる部局ですけれども、記録がありませんよね。根拠資料を出してくださいと言っても、いつも文書不存在ということで、住民も含めて検証できない。いや、役場内部でもね、実際検証できずに分かりませんということ、多々ありますよね。ということで、記録がないのにどうやって、通報を受けても事実確認、調査をするのか、客観的資料がないとできないと思いますけども、ここ２点、お聞きします。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

まず１点目の、今までの通報したことも何もしていない、疑問が残るというご指摘でしたけども、ご指摘いただいた勝元議員からも幾度となくご指摘をいただいております。それらについては、まず公益通報制度でもそうなんですけど、それが実際に起こったことなのかっていう調査は、当然しております。その段階で、結果が今、何もしていないというご指摘ですけども、何もしていないのではなく、結果としてする必要がなかったという判断をしている。まあ個々の事情、どれを指しておられるのか分かりませんので、というところになるかなと思います。

もう1点は、この制度、制度においての書類が残らないということですか。今、おっしゃっているのは、公益通報制度じゃなしに、本町の文書管理の話ですか。

その辺に関しましても、今、一応見直しをして是正を図っていくというのは、作業を進めているところでございます。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

先ほどからおっしゃっていますけども、やっぱり今までに改善を図られていればこそやと私は思います。問題としてね、取り上げていただけなかったという、その事実がまさしく、今後もそういう姿勢で問題なしと扱われたらどうなるんだという部分でね、取り上げさせてもらっているんです。ですので、中身の改善はね、今後、私どもも見ていきますけ

れども、改善はお願いしたいと。

で、もう１点ね、中身のところで質問ですけども、先ほどのご答弁で、外部通報をした場合のことをご答弁されていました。職員が仮に外部へ相談、通報するために、内部資料、コピー等を持ち出した場合は、一応守秘義務違反で処分の対象になるというお答えでしたけれどもね。そこ、公益通報者保護法との整合性の部分です。私、この公益通報者保護法の逐条解説、ガイドライン的なね、本、４年前かな、裁判所の中の本屋さんでね、政務活動費でちょっと買わせていただいたんですけども、ここの中にね、書いています公務員との関係性、あとそういった資料の持ち出し、どうなるかっていうところも書いていますけれどもね、結論から言いますと、保護の対象になるんです。で、読ませていただきますけれども、理由ですね。この法律、公益通報者保護法で対象になっている問題行為ですね、違法行為等は、反社会性が明らかなため、秘密として保護に値しないと、守秘義務違反にはならないことは言うまでもない。で、また、資料の持ち出し等についても、公益通報の正当性を、通報者側が立証するのに必要不可欠な手段であるため、持ち出しても構わないと、処方の対象にならない、保護されるべきだと。で、判例も幾つか出ているようです。ちゃんと書かれていますのでね。ということは、忠岡町も、今、問題になっている兵庫県知事のね、案件のパターンと同じかなと。本来、法で保護されるべき通報者を、忠岡町は処分するんですよ、処分の対象ですよと言っておられるんですよね。というところで、法が保護している部分を本町は認めない制度という部分で、法との整合性取れていないと、で、法に抵触すると思いますけども、その辺、本町の制度、見直し、改めるべきじゃないんですか。いかがでしょうか。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

私どもも、その消費者庁のＱ＆Ａ等で出ているのは接しております。先ほど申し上げたのは、ケース・バイ・ケースという言葉も伝えさせていただいたかと思います。そこが自由に、公益を守るために、全てがオーケーですよってなると、本来、その事実がないときにもオーケーになってしまうというようなこともありますので、原則としては、やはり申し上げたところで、処分の対象になり得るということを申し上げただけで、何度も申し上げますけども、先ほどもケース・バイ・ケースというところで、公益を守るに必要であれば、そこは排除されるのかなと考えております。排除されるというか、秘密漏えいというのには当たらないかなと考えております。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

勝元議員。４回目になりますので、簡潔に、はい。

１１番（勝元　由佳子議員）

今ね、そうおっしゃっていますけど、先ほどの答弁を踏まえたら、多分、原則本町は処分対象になりますというね、ことやと思います。説明聞いていてもそうやと思いますので、ですので、一応、この本ですね、日弁連の専門委員会がね、作っておられる本なんですけども、きちんとやっぱり法律のほうとの整合性は取るべき、というか、作る前に取っていただきたかったなというところはあります。

本町のこの制度ですね、中身見てみますと、やっぱり目的達成の面、それから法的な部分でもですね、ちょっと疑義といいますか、本当に効果あるのかなというところは、ご指摘させていただきます。

次、この制度を導入する前の部分ですね、するに当たっての手続的な部分、問題点について、質問させていただきます。

まずですね、一番目の問題点ですけども、本町はこの公益通報制度、要綱で規定しています。結構法的拘束力の強い内容ということで、告示までしています。で、本町の要綱は、職員、公務員を懲戒処分できる規定も入れています。加えて、懲戒処分を軽減できる規定も入れています。というところで、地方自治法の１４条２項、本来そういった権利義務に関わる部分は、規定は、議会の議決を得て条例で制定しなければならないとなっていますけれども、これうちの要綱、これだけ拘束力ね、法的に力も強い内容であれば、条例設置しなくてよいかというところ。で、あわせて、もう時間ないのでまとめて質問します。今言った条例でないと駄目なんじゃないのかといったね、根本的な疑義もそうです。あと先ほどのね、公益通報者保護法との整合性とか、いろんな部分もそうです。加えて、私も忠岡町のこの制度の要綱を全部ね、ざっと条文を読ませてもらいましたけど、まず読めない部分がね、多々あって、で、担当部局に確認しました。文言おかしいんちゃうかというところでご指摘させていただきましたけどもね、やっぱり、ああ、おかしいですねと、確認して、ちょっと検討してね、改めますと。これ告示もしてね、施行もしているんですね。で、行政で、そういう法規チェックがね、ぬかっていると。で、総務課法規担当ですので、確認もしましたけども、条例設置しなくていいかの部分は、チェックしていません、抜けていました、すみません、ということだったので、チェックしていなかったということです。

客観的な裏づけ、根拠をもって、今のところ、こういった法的疑義、説明を私は受けていません。町側の独自持論は聞いていますけどね、というところで、ちょっと行政としては、その法的ね、根拠の詰めの部分が甘い、ぬかり過ぎているというところで、で、特にうちは、副町長、大阪府から来ていただいています。なのに、行政の根幹のね、法規部分が揺らいでいる、これだけね、ちょっと、施行後に疑義が出て突っ込まれることが湧いて

くるというのは、行政として格好悪いじゃないかというところで、いかがでしょうか。ご答弁お願いします。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

　議長。

議長（北村　孝議員）

　中定公室次長。

町長公室（中定　昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

　まず、なぜ要綱か、というところでございます。

　消費者庁の地方自治体向けの公益通報ガイドラインというのがございます。ここで公益通報への対応の体制を内部規定で定めるように、というのがあります。示されております。

　また、本制度が行政組織の通報体制の整備のための内部規定である、というところで、他団体と同様、要綱で定めたところでございます。

　現在、最新、令和５年の資料になるんですけども、日本全国の１，７００数十の地方公共団体の中で、既に８４０ほどの団体が制定をしております。

　その中で条例制定しているのが１６団体だけでございます。

　それから、またそれとは違った視点で、議員ご指摘のところは、要綱で懲戒処分のこと、それから軽減が、軽減措置が規定されていると。それが地方自治法に定める義務を課し、または権利を制限する場合は、条例によらなければならないというところに当たるというご指摘やと思います。

　その点に関してですけども、まず職員処分に関して、規定されているというご指摘ですけども、本要綱が定める不利益取扱いを行った者、または秘密を漏えいした者に対する処分を行う際のその根拠は、地方公務員法と忠岡町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例及び忠岡町職員の懲戒処分等に係る指針を根拠に行うものでございます。この要綱を基に、根拠法令として処分をするものではないというのを、まず申し上げます。

　それから、軽減措置ですね。通報を行った者がその違法な行為に関わっていた場合、自分で言うてきたら軽減してあげるという条項を指されていると思います。これにつきましても、表現としてですけども、通報対象事実に関与した職員が自主的に通報した場合や調査に協力した場合、処分等を減免することがあるという、これは町に対する義務ではございません。懲戒処分のほうでも述べて、指針のほうにも記述しているんですけども、軽減、または荷重というのは、いろんな場面で考えられるので、それは任命権者の裁量において、荷重、軽減というのは行うものであります。

　本要綱において書いているその軽減というのは、することがあるという、約束しているものではないので、地方公務員法、地方自治法に定める条例にすべきというところには当たらないと考えております。

　なお、先ほど申し上げました、日本全国の自治体で、私どものこの軽減措置、それから

懲戒処分の部分は、忠岡町だけが設けている条項ではございません。というところを申し添えさせていただきます。

それから、施行後に疑義が生じて、法規のチェックも済んでいるのにおかしい、というご指摘いただきました。担当が議員にちょっと、ということで、幾度となく足を運ばせていただいて、説明をさせていただきました。そこで疑義が生じたことに対して、その場でうちの担当が答えられないこと等もありました。中に聞いている分では、先ほどの減免規定のところなんか、一つの例で挙げますと、本町は軽減することができるってなっているんですけども、議員はここは町長じゃないかというご指摘、そういうのはあったと思います。そういったところは、やはり本町という表現、処分を行うのは町長だけではございません。消防長、教育長、その他おりますので、ここはやっぱり本町でいいんですけども、当時、担当がお答えできなかったということで、疑義が生じているという表現は、ちょっと控えていただきたいなと思います。

今現在ご指摘いただいていることも含めて、私どもも要綱、再度、読み直し、熟慮、ほかのところも調べておりますが、直さないといけない部分というのはないと考えております。

以上でございます。

副町長（井上　智宏副町長）

議長。

議長（北村　孝議員）

井上副町長。時間回っておりますので、簡潔にお願いします。

副町長（井上　智宏副町長）

法規の部分が揺らいでいると、行政の根幹に関わる部分が揺らいでいるんじゃないかというご指摘かと思います。

法規に限らず、財務であり会計であり、それから契約であり、いわゆる根幹部分が揺らぐと、やっぱり大変なことになりますので、そこはしっかりしていかなあかんということでございます。

法規に限って言いますと、私がここ、こちら就任してから、今まで研修生を送ってはなかったんですけども、法務課のほうに、この法務課のほうには研修生として行かせて、条例であるとか規則であるとかそういったもの、府は組織がでかいので、分業制に、完全分業制になっていますから、どこまで役場の中でそういう部分が役に立つかっていうところはあるんですけれども、屋内業務は変わりませんので、そういうところで勉強もしていただいて、職員を育てるっていうところの取組。

それから、常々言うているのは、やっぱり裾野を広げていく必要があるんやないかと、それは法規に限らずですけども、総務課の法規担当だけが法規を知っていて、原課の担当者が、あまり法規が得意じゃないというのは、１本の大きな木が崩れてしまったら、裾野

まで広げて大変なことになるっていうのは、ちょっと組織としてはおかしいやろということで、小規模な団体で職員の数も少ないので、どこまでできるかは分かりませんけども、裾野をしっかり広げていって、どういうような事務であっても対応できるような職員を育成していく、スペシャリストは課長以上でいいというようなのが私の考えでございます。そういうことを徹底していきたいというふうに考えています。

以上です。

１１番（勝元　由佳子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

時間回っておりますが、簡潔にお願いします。

勝元議員。

１１番（勝元　由佳子議員）

副町長がね、おっしゃっていただいたの、それはそのとおりだと思います。

１点ね、公室次長さん、おっしゃっていましたけども、やっぱりこの今回の件を見ていてもですね、ちょっと幹部の方が、末端の職員に、議会対応、議員対応も含めてやらせ過ぎやなというところは正直感じています。ですので、本来であれば、こういう制度の説明とか議員対応でね、こういうことがあるんであれば、やっぱり幹部が出てくるべきじゃないかというところを指摘させていただきます。

ですので、本町もね、そういったところも含めてですね、あと問題を問題と捉えていただくというところも含めてですね、ちょっと見直しはしていただきたいと申し上げて、質問を終わらせていただきます。

議長（北村　孝議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村　孝議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず防災について、女性防災担当職員及び女性、子供、高齢者の備蓄用品について、今年元日に発生した能登半島地震でも、避難所の環境が問題となりました。

避難所生活の中で、女性や高齢者から困ったことなど、様々なご意見があり、特に女性ならではの視点から、避難所生活の改善点など、多くの要望が寄せられました。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、避難所運営委員会等を設置し、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において、女性の能力や意見

を生かせる場を確保することが示されています。

男女共同参画の指針では、避難所運営のリーダー、サブリーダーを３割にすることが目標になっています。

また、自治体職員の防災担当職員に、女性を積極的に登用することが示されています。

最近の国の調査では、２０２３年１２月３１日時点で、全国１，７３８市町村の防災危機管理部局における女性職員の比率は、１１．５％にとどまっており、５割を超す９６６自治体では、女性職員は０であります。

また、地域防災計画を審議する都道府県の防災会議に占める女性委員の割合は、平均で２２．２％、２０１２年の４．６％からは大きく改善されましたが、国が目標とする３０％には、まだ届いていない現状が報道されています。

女性の視点は、災害への備蓄用品にも影響いたします。

２０２２年の国の調査では、防災担当の女性職員が１割以上の市町村は、０の女性職員の市町村に比べ、女性や乳幼児向けの用品、介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られましたし、避難所においては、女性が避難所運営に関わることによって、今年の能登半島地震の避難所になっていた珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で、下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応を取った結果、女性避難者から、人目を気にせず生理用品などを取りに来られたと声があったそうです。

女性の視点が大変に重要であり、日頃から女性の意見が取り入れられる環境が備えられていなければならないと思います。

忠岡町として、防災担当の女性職員の登用、女性や高齢者視点での備蓄品の環境整備の現状を教えてください。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

ご質問の女性防災職員につきましては、他の団体におきましても、危機管理部局に女性職員を配置している自治体も多く見受けられます。

今後におきましては、女性の視点を取り入れた災害対応を求められている中、本町におきましても、職員全体に占める女性職員の割合が増えていることなども踏まえ、危機管理部局に女性職員の配置は必要であるというふうに考えてございます。

また、女性や子供、高齢者の備蓄用品につきましては、本町では、大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針におきまして、南海トラフ巨大地震等を想定し、発災から３日間は、地方公共団体等で対応できるよう、重点１１品目を規定し、大阪府と忠岡町で１対１の割合で備蓄を行うとし、目標備蓄数等に基づき、備蓄を行っている状況でご

ざいます。
　本指針の中では、女性の備蓄用品については、生理用品。子供は粉ミルクと液体ミルク、哺乳瓶、おむつ。高齢者は高齢者食、大人用おむつが重点備蓄品として選定されており、本町では全て目標数以上の備蓄を行っている状況でございます。
　しかしながら、まだまだ女性視点での備蓄品は充実しているとは言えない状況でございますので、今後におきましても、女性職員等の助言や協力をいただきながら、備蓄品の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。
４番（小島　みゆき議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
　ありがとうございます。ぜひ女性の声が届くような体制を、よろしくお願いいたします。
　８月８日に宮崎県沖日向灘沖で震度６弱の地震を受け、南海トラフ巨大地震注意が発表されました。１週間は特に注意とのことでしたが、１週間後の１５日に、内閣府は後発地震を備えた防災対応への呼びかけを終了しました。
　気象庁によると、同地震の想定震源周辺でプレート境界の固着状況に特段の変化は見受けられないということでした。
　内閣府の防災担当者は、気象庁と合同で実施した記者会見で、大規模地震の可能性がなくなったわけではない。引き続き、日頃から地震への備えをしてほしいと強調しました。また、巨大地震注意情報が発表されると、店舗から水やブルーシートが売切れ状態になり、合わせて米も棚から消えている状況が起こっており、令和の米騒動とマスコミでは報道されています。
　そのような情報を聞き、お米が店頭にあれば買っておこうというようになり、余計に品薄に拍車がかかっているようです。新米が流通されていくと、それも解消されると聞いております。
　このように人々は、パニックの状況に陥ってしまいます。
　以前から、南海トラフの大地震は、３０年間の間には起こるとのアナウンスはされています。また、今回のマスコミの調査でも、災害時のための備蓄をしっかりとされているご家庭もありますが、準備していない方たちが一定数いらっしゃるのも現実です。
　やはり平穏な日々が続くと、他事のようになってしまっていくのかなと思います。平常時に、日常の中に食糧備蓄を取り組むという考え方もあります。ふだんから少し多めに食材、加工品を買っておき、使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食糧を家に備蓄しておく方法をローリングストックといいます。

ローリングストックのポイントは、日常生活で消費しながら備蓄するという方法です。災害などが起きたときに備蓄があることは安心につながると思いますし、大切なことではないかと思っております。

皆さん、不安がいっぱいあると思います。自治体として皆さんに安心してお過ごしていただけるようにアナウンスをしていただきたいですし、災害が起きたとしても大丈夫なように準備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

南海トラフ地震臨時情報においては、巨大地震注意の発表がされたことで、確かに議員おっしゃるとおりですね、スーパー等では米をはじめ、食料品が品薄となって手に入らない状況であったことは認識してございます。

本町といたしましても、全国的にこのような状況になり、国民に混乱を招くような事態になることは、想定外のことでございました。

このような状況に陥った原因につきましては、昨年、全国各地での線状降水帯による大雨などによる天候の問題や、南海トラフ地震臨時情報における注意を受けての一斉調達をされたこと、などによることが要因であると考えています。

つきましては、本町ホームページや「ただおかＬＩＮＥ」におきまして、日頃からの地震への備えの確認事項の中でも、家庭内での備蓄確認も併せて周知を行ったものでございますけども、今後このような周知をさせていただく際には、今回のような混乱を踏まえ、平時より災害時における家庭内での備蓄確認等の啓発・強化にも努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

地震や台風、ゲリラ豪雨など、かつてないような災害が起きています。いつ忠岡町でも起こるかもしれません。いざというときに対処できるように、急いで進めていただきたいことです。よろしくお願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

地域の気象防災対策の推進について。近年、異常気象による豪雨災害が頻発化しています。

異常気象とは、過去に経験した現象から大きく外れた現象であり、今後地球温暖化の変動により、世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されています。

毎年、頻発化、激甚化する自然災害には、対応をどのように、どこまでしておけばよいのか、自治体としては限界があるのが本当のところではないかと思います。

気象災害に関しては、地震とは異なり、ある程度、数日前から予測も可能です。その予測を精度の高いものにするため、気象防災アドバイザーの活用があります。

日本においても近年、頻発する線状降水帯による災害に対応するため、各自治体において、気象防災アドバイザーの活用が広がっています。

気象防災防災アドバイザーとは、気象庁が委嘱する地域の気象災害に詳しく、自治体の防災対策を支援する専門家であり、地方気象台の元職員なども含まれています。

防災・減災対策が地方行政でも大きな柱になる中、気象防災アドバイザーの専門家として、自治体をサポートする意義は大変大きく、特に専門的な人材を育てる余裕のない自治体にとっては、気象防災アドバイザーの助言を基に、防災マニュアルの作成や見直し、防災訓練への協力など、幅広い活動が想定されます。

気象防災アドバイザーの活用について、いかがお考えでしょうか。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南　智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議員ご指摘のとおり、気象防災アドバイザーは、国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストで、限られた時間の中で、予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材であり、令和５年度中で４０団体、４１名の任用があると、気象庁ホームページから確認することができます。

特に、風水害時の発災前におきまして、気象のスペシャリストの進言があることにつきましては、適切な避難情報の発令にもつながると考えられることから、非常に有効であるというふうに考えてございます。

任用形態につきましても、様々な方法があるため、本町の実情に応じた任用について、今後、調査・研究を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

私たちの地域においても、異常気象による災害が発生する確率は増していると言えます。

この異常気象による災害を事前に予測して、適切に対応することにより、地域住民の生活や暮らしを守ることは、自治体の大きな使命であると考えます。

気象防災アドバイザーを活用することにより、住民の皆様に刻々と変わる豪雨災害対応の知見について、また災害時の想定され得る状況についてや、最新の情報を周知・徹底することができると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

認知症の人に寄り添った地域社会の構築について。認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進について、質問させていただきます。

高齢化に伴って認知症の人は増える一方、安心して暮らすための医療や介護、生活支援などは足りていません。認知症になると何もできないといった周囲の偏見から、孤立感に苦しむ当事者も多いと言われています。

国内の認知症の高齢者数は、６５歳以上の人口がピークを迎える２０４０年には、認知症高齢者数が約５８４万人。軽度認知障害、ＭＣＩ高齢者数が約６１２万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得る知識の下、共生社会の実現を加速することが重要で、認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、ともに支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年の１月に認知症基本法が施行されました。

特に地方公共団体は、認知症の人やその家族らにとって身近な行政機関であるとともに、社会の高齢化が進む中で、行政が軸となり、地域の企業、経済団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座や、新しい認知症感を定着させる啓発資料の作成・配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解の促進につきましては、認知症の方とそのご家族、地域住民や専門職の方々など、どなたでも参加できる認知症カフェ「オレンジカフェ」を毎月第３金曜日に開催しており、交流や情報交換を行えたり、介護者の方が休息できる場としても利用いただいております。

また、医療、介護の専門職を配置しておりますので、認知症等についての相談も可能となっております。

地域の企業等に向けた認知症サポーター養成講座につきましては、令和３年度に町内タクシー事業者に、令和５年度には地区福祉委員の皆様に受講していただいたところでござ

います。
　以前には、町職員や自治会などにも受講いただいております。
　今後も多くの方に受講いただけるよう努めてまいりたいと考えております。
　また、今年度より９月の認知症月間に、文化会館や町内量販店においての啓発活動や、認知症簡単テストの実施、認知症ケアパスの普及・啓発を行うほか、役場１階エントランスにおいて、認知症に関する動画の放映等を実施する予定でございますので、よろしくお願いいたします。
４番（小島　みゆき議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
　ありがとうございます。取組を考えていただいていることをお聞きして、うれしく思いますし、安心します。これからもよろしくお願いいたします。
　認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について、お聞きいたします。
　認知症と軽度認知障害の方を合わせて、１，０００万人を超える状況下では、認知症の人や家族らが安心して、穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。
　実際に、記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から、行動、心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。
　認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの人が、認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動、心理症状、ＢＰＳＤの発生を抑制することは、特に重要であると考えます。そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の四つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法である、ユマニチュードが注目されています。
　介護の現場では、一生懸命にケアをしても、相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒らげていた９０代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず、口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せてくれたそうです。
　国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が１５％ほど改善され、ケアする側の負担感も２０％軽減したとの有効性が確認されています。
　また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり、欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を９割近く減らしたという報告もあります。
　福岡市では、２０１６年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象とした、ユマニ

チュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘回などの症状が軽減し、介護者の負担感を低下するといった効果が見られたことから、１８年度に市は、町ぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童・生徒のほか、市職員や救急隊員など、多岐にわたります。

講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった。今後は介護をする人たちに、私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年４月から福祉局の中に、ユマニチュード推進部を新たに設置しています。

そこで、認知症の人の行動、心理症状、ＢＰＳＤの発生を抑制し、認知症の人と家族らの尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

認知症が進行しますと、ふだんの生活のあらゆる場面で介護は必要になります。

毎日の生活がスムーズに送れないことは、認知症の本人にとってはもちろんのこと、介護をする家族や周囲の方にとっても負担となるため、認知症に対する理解を深めることで、少しでもケアの負担を軽くすることが大切であると考えております。

議員お示しのユマニチュードは、認知症のケア技法の一つであり、２０１４年頃から普及し始めております。

認知症の方のケアに有効であると考えられておりますが、主な目的は、身体及び認知機能の回復や維持であり、本人の状態に合わせたケアが必要なため、基本的な認知症の知識が必要になるものと考えられるところでございます。

本町においては、ユマニチュードに限らず、まずは認知症に対する理解を推進するよう、様々な啓発や取組に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

ユマニチュードの技法を学んだ介護者が、認知症の人を改善する薬となり、お互いに良好な関係を築き、介護者の負担軽減につながるユマニチュードに取り組んでいかれるようにしていただきたいと思います。いろんなことをね、考えていただいていると思うので、

よろしくお願いいたします。
　次に、認知症の人の行方不明者対策の強化について、質問させていただきます。
　警察庁のまとめにより、２０２３年全国の警察に届出があった、認知症やその疑いがあった行方不明者が、延べ１万９，０３９人に上ったことが明らかになりました。
　実際に、認知症の行方不明者数は１２年の９，６０７人から増え続け、近年は２倍に迫る状況で推移し、高齢化の進行を背景に、今後も増えると見られています。
　認知症の人が行方不明になってから、翌日までは生存して発見される例が多いようですが、３日目以降では、生存する可能性は急激に低くなっているとのことです。
　実際、行方不明になった人の中で、５０２人は亡くなって見つかり、２５０人は発見されていないとのことです。
　特に、独居の人の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることにもなります。行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく、偶然見つけた人とのことのようです。
　そこで、今後ますます増加することが懸念される、認知症の人が行方不明者にならないために、一人一人の生命を守るためのＧＰＳ端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実現や、衣服等に貼れる、ＱＲコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進すべきと考えます。いかがお考えでしょうか。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　二重健康福祉部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　認知症の方の行方不明者対策につきましては、忠岡町徘回高齢者等見守りネットワーク事業というものを行っており、行方不明になる可能性がある方のお名前や特徴、写真などの情報を事前に町に登録しておくことで、実際に行方不明になったとき、捜索協力機関に登録のある事業者の協力をいただきながら、少しでも早く発見し、ご家族の元へ帰れるよう、支援するためのネットワークを構築しております。
　しかしながら、議員お示しのように、認知症で行方不明となった方は、年々増加し続けており、今後ますます増えることが予想されますので、迅速な発見につなげるため実施されております、近隣市町の取組につきまして、今後、調査・研究してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。
４番（小島　みゆき議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

よろしくお願いします。いつも行っていたスーパーに出かけても、ある日突然、方向が分からなくなって行方不明になった人も多くいると、ケアマネジャーさんからもお聞きします。

うちにも認知症の母がいるので、ＧＰＳはつけていますが、子供世代の家族がいる人はまだいいのですが、高齢者ご夫婦や独居の人は、特に心配です。

自治体として助成や見守り制度をしていってほしいと思います。シールタイプは金額もそれほどかからないようですので、取り組めると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。お悔やみコーナーについて質問させていただきます。

ご遺族の負担軽減の窓口設置について、身近な方がお亡くなりになられた際に、必要となる手続については、年金、保険や税金等の多岐にわたるため、負担が大きいだけでなく、手続漏れがないか不安に思われる方もいらっしゃると思います。

遺族が迷うことなく手続ができることが必要だと思います。これらの負担を軽減し、不安を解消するためにも、手続に訪れるご遺族の負担軽減の視点から、また、行政サービスの充実と向上の視点から、対応の窓口として、お悔やみコーナーを設置し、関係部局が連携しながら、ご遺族に必要な行政手続の一括対応を図れるような仕組みの構築は検討できないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

産業住民部（谷野　彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野　彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

お悔やみコーナーにつきましては、死亡後の手続をワンストップで行うことができるコーナーを設け、実施している自治体があることは認識しております。

本町での窓口手続につきましては、現在、機構改革により、多くの窓口が１階のフロアにあり、大きく移動することなく対応ができております。

ご高齢の方がお手続に来られた場合につきましては、死亡後のお手続に限らず、状況に応じては、職員が関係各課に付き添ってご案内をさせていただくなど、きめ細やかな対応を行っております。

死亡に伴う手続につきましては、死亡届提出の際に火葬許可書をお渡しするとともに、死亡後に役場内で行う手続を記載したお知らせをお渡ししております。

後日、必要な手続を行うため、ご遺族が本町に訪れた際に、窓口において手続を行う担当課をご案内しております。

今後も、状況に応じては、職員が関係各課に付き添ってご案内させていただくことや、

住民の方が移動することなく、職員が移動して窓口対応を行うなど、きめ細やかで、それぞれの実情に応じた行政サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

ありがとうございます。以前にもお聞きしたときと同様のような答弁になっていたと思います。慣れない申請の手続等は、ご遺族には大きな負担になります。できるだけ軽減していくことが必要だと思います。

併せて、終活サポート、エンディングノート等に関する相談支援も同時にできるような窓口にしていただきたいと思います。

一人暮らしや、家族にも言えず、どうしたらいいのか分からないという方もいらっしゃいます。そういう方たちにも寄り添っていけるようにしていただきたいと思います。そういうご心配のお声やご相談もお聞きしています。どう思われますでしょうか、お願いします。

産業住民部（谷野　彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野　彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

ご遺族の負担軽減のためには、全ての手続を１か所で完結させることが理想でございます。

先進自治体のように、個室を設置して、専任の職員を配置することは、設置場所の確保や人員確保の面から、本町の死亡件数であれば、現時点では難しい状況であります。

今後、現在の体制においても、できるだけ簡便に手続が完了し、また相談に対して支援が行えるよう、関係各課が十分連携して対応を行い、住民の負担軽減となる窓口対応について検討してまいります。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

ありがとうございます。ぜひ軽減できるような対応をよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北村　孝議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩をいたします。１４時３５分から再開いたします。

（「午後２時２０分」休憩）

議長（北村　孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後２時３５分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村　孝議員）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

令和６年第３回定例会におきまして、一番最後の質問であり、また杉原町長の今期最後の質問ということなので、気持ちをさらに込めて、第６次忠岡町総合計画に沿って質問させていただきます。

まず一つ目の項目、子供と親の健康づくりについてです。

問１、成長に合わせて食育、命の大切さや性教育といった内容について、子供と保護者への教育、意識啓発を促進すると書かれております。

食育においては、親子キッチン、スマートご飯など、事業を行っていることが分かりますが、命の大切さや、性教育については、保護者からの要望に応えた事業が本町に存在していないように思います。

現在、具体的にどのようなことを行っているのか、教えてください。

教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）

命の大切さにつきましては、児童・生徒の発達段階に応じて、特別の教科、道徳を始め、様々な教科や特別活動等、学校教育活動全体を通じて指導を行っております。

また、性に関する指導につきましても、学習指導要領に基づき、各校、計画的に実施しているところでございます。

なお、自他の生命尊重を基盤とする安全教育につきましては、未然防止の観点から、各

校において、ＳＮＳの危険性について、警察や外部講師を招いての出前授業等を実施しております。

また、町内小学４年生には、同じく外部講師を招いて、自分の大切な心や体を守る力を引き出す、人権教育プログラムを毎年実施しているところでございます。

２番（今奈良　幸子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

なぜこのような質問をしたかといいますと、令和４年第４回忠岡町議会定例会において、子供の権利擁護の促進のところで、「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業について質問をいたし、安全教育につきましては、様々な関係機関と連携し、未然防止に取り組んでいるところです。ＳＮＳにつきましては、性犯罪等に巻き込まれる危険性について、警察や外部講師を招いての出前授業等を実施しております。また、ＮＰＯ法人ＣＡＰいずみに依頼し、町内小学校４年生に、様々な暴力、いじめ、虐待、誘拐、性暴力などを防止するために何かできるかを一緒に考え、自分の大切な心や体を守る力を引き出す、人権教育プログラムを実施しております。今後も児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、学習指導要領に基づく着実な指導を推進してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします」とのお答えでしたので、新たな試みがあるのか確認しました。

２０２３年９月に開催された、こども家庭庁参与であります、社会福祉士の辻由起子さんがお話しされていた、トラブルを防ぐ、ハッピーを増やす、心と体の幸せ講座に参加し、次世代の教育不足についての話を聞きました。

数年後、親になる世代にライフスキル、ＤＶや子育てについて教えていないのに、未来の貧困、ＤＶがなくなるわけがないということ。性教育にバッシングがあったため、教育現場が萎縮して、生きることに必要な処世術を伝えることをしなくなったこと。時代に合わせた人権教育、性教育が必要であり、加えて、ＳＮＳに関する教育が必要であるということを述べていました。

ほかにも、１９９９年、第１４回世界性科学学会において採択された、性の権利宣言の中で、性の権利は、望みうる最高の性の健康を実現するために不可欠なものであり、性の健康が達成され、維持されるためには、全ての人々の性の権利が尊重され、保護され、満たさなければならないと述べられ、包括的セクシュアリティ教育が、全ての人々に保障されることは、普遍的人権をその基礎に築く性の権利として位置づけられている。全文が書かれているユネスコを中心に開発され、発行されています、国際セクシュアリティ教育ガイダンスは、初版を２００９年に、改訂版を２０１８年に、日本語翻訳版は２０１７年に

発行されています。
　長い年月がかかっての発行でしたが、これらの日本の性教育に必要不可欠な指針として位置づき、包括的性教育セクシュアリティ教育という言葉、概念が広まりつつあります。
　また、このガイダンスの目的と対象は、教育や健康などに関わる政策立案者が、学校内外における包括的セクシュアリティ教育のプログラムや、教材を開発し、実践することを手助けするために作成されたものである。それは教育大臣やカリキュラム設計者、学校長、教育を含むスタッフにとって、直ちに関連するものである。非政府組織ＮＧＯや、若者をサポートする人々、若者または、主張、あるいは説明するツールとして、この文書を使うことができる。学校内外に関係なく、質の高い教育、性と生殖に関する健康、思春期の健康やジェンダー平等を含む、セクシュアリティ教育プログラムの計画、提供、評価に関わる、誰にとっても有益な文書であると、この改訂版に書かれています。
　このようなことからも、性教育、包括的セクシュアリティ教育を行っていくことが必要だと考えますが、保護者もその性教育がないと思われますけれども、この点いかがでしょうか。
教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　村田教育部長。
教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）
　議員お示しのですね、命の大切さや性教育に関しての事業につきましては、子育て親サロンの中で実施できるかどうかを、調査・検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
　ありがとうございます。大阪市で行っている生命の安全教育、前の質問でもさせていただいたんですけど、このように本にもなっておりますし、またですね、心と体の幸せブックっていうものがありまして、これをホームページに載せるなど、少しずつでもいいんですけども、前向きに考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
　続いて、問２について、２点質問いたします。
　１点目は、出産後に安心して育児に取り組むことができるよう支援を充実していくとのことですが、現在の行っている支援はどれを指すのかと、今後の方向性について。
　そして、２点目は、その中に子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センタ

ーが当てはまり、現在本町は行っていないと思いますが、そのことについてどのように考えているのか、お答えください。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　二重健康福祉部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　安心して育児に取り組むことができるような、これまでの支援につきましては、本日の午前中の河瀬議員への答弁と重なりますので、省略いたしますが、今年度からの新たな取組としましては「ただおか子育てナビ」という、スマートフォン向けのアプリの導入を、今月から始めたところでございます。
　これは、乳幼児期に欠かせない予防接種が、近年ワクチンの種類が増加傾向にあることや、接種時期や接種回数、また接種間隔などが複雑化しており、これまでは、その複雑なスケジュール管理を保護者に委ねる形となっておりましたが、このアプリは必要なワクチン接種を時系列にご案内でき、保護者の負担軽減に大きく役立つものとなると考えております。
　あわせまして、子供の成長の記録を保存できる機能や、プッシュ通知などでのお知らせなど、今後は情報発信のツールとしても活用できると考えております。
　また、町のホームページ、「ただおかＬＩＮＥ」などとの連携など、できるだけ使い勝手のよい、長く利用されるようなアプリとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。
　これからも現状に満足することなく、様々な施策を積極的に取り組んでいくことや、これまでの施策についても、引き続き実施することで、安心して育児に取り組むことができるまちづくりに寄与したいと考えております。
　また、議員お示しのファミリー・サポート・センターでございますが、現在は取り組めておりません。
　現在、２０２５年を始期としました、第３期子供子育て支援事業計画を策定中であります。
　本計画を策定するに当たり、昨年実施しました子育て中の住民の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを把握するためのアンケート調査において、ファミリー・サポート・センターについても、一定のニーズがあるとの結果が出ているところでございます。
　しかしながら、ファミリー・サポート・センターにつきましては、一定数のボランティア会員が必要となる事業であることから、引き続き、忠岡町社会福祉協議会と導入に向けての検討をしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）

議長。
議長（北村　孝議員）
今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
ありがとうございます。前向きなことが分かりました。
各市町村の制度等を全て調べている会社の方々とお話しする中で、援助活動支援事業がないことは、本当に驚かれました。一例として、千葉県の千葉市、市原市、四街道市は連携を強化し、より子育てしやすいまちを目指し、子供子育て支援環境の改善に取り組み、保育所事業を中心とした広域連携として、保育所等の共同整備、管外保育、事業所内保育事業の推進、地域子育て支援拠点、一時預かりの相互利用、ファミリー・サポート・センターの相互利用、連携事業の情報発信を行っているようです。よろしければ、そちらも参考にしてみてはいかがでしょうか。
健康福祉部（二重　幸生部長）
議長。
議長（北村　孝議員）
二重健康福祉部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
議員お示しの点も含めまして、今後、調査・研究のほうを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）
議長。
議長（北村　孝議員）
今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
日本一小さな町の新たなスタイルでよいので、前向きに考えていただきたいです。よろしくお願いいたします。
２項目めの地域における子育て支援の促進についてに入ります。
子育て家庭が家庭の役割を理解し、子育てについての知識などを深められるよう、子育て親サロンを通じての啓発、学習機会の提供と相談体制の充実に努めるとありますが、家庭教育支援事業についての現状について、そして今後の方向性について教えてください。
教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）
議長。
議長（北村　孝議員）
村田教育部長。
教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

家庭教育支援事業として、子育て親サロンを忠岡町児童館において実施しております。

このサロンは、親が家庭での役割を理解し、子育てに関する知識を深めるための啓発、学習機会を提供する場となっております。

現状としまして、様々なテーマや形式でサロンの開催及び希望者への個別相談を行っております。

今後は、新たな参加者を増やすため、広報活動の強化、親だけでなく、子供も参加できるプログラムの企画、また参加者がより参加しやすいサロンの時間や場所などの調査・研究を行い、子育て親サロンの魅力を高め、家庭教育支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

２番（今奈良　幸子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

大阪府が行っている、教育や子育てに関する課題を、学校、家庭、地域の団体、グループ等が共有し、課題解決に向けた協働の取組を通じて、新たな人のつながりを作り出していく仕組みや運動のことを、教育コミュニティづくりといい、この中には三つありまして、学校支援活動、大阪元気広場、家庭教育支援があります。この一つである、家庭教育支援として、子育て親サロンが行っており、参加されている方の満足は高いとお聞きしておりますが、新しい方の参加がないということなので、違ったアプローチ、まあ広報活動の仕方や場所、また時間を変えるなど、工夫のほどよろしくお願いします。

もう１点質問いたします。

子供たちの未来をはぐくむ家庭教育というホームページがあり、そこには、「家庭は全ての教育の出発点、子供たちにとって「家庭」は安らぎのある楽しい居場所、社会へ巣立っていくために欠かせない場所、親の笑顔が子供の笑顔を作ります、親子がともに学び、育ち合う「家庭教育」を地域全体で応援する、そんな「やさしい社会」が、子供たちの「未来（あした）」をはぐくんでいきます」と書かれていますが、本当にこの意味を正しく理解して、行動している人は多くないように感じます。

実際に行動しているところを見ないと、言葉だけでは自分の価値観が入り、事実が伝わりません。人は学び、成長していきますが、学ぶの語源は「まねぶ」です。そのためにも、前回質問をした子育てサポーターに加え、アウトリーチ型の支援者の育成となる、訪問型家庭教育支援員養成講座を開催してみてはと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村　孝議員）

村田教育部長。
教育部（村田　健次部長兼教育総務課長）
議員お示しのアウトリーチ型の家庭教育支援事業につきましては、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）
議長。
議長（北村　孝議員）
今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
令和６年６月２５日に、訪問型家庭教育支援員養成出張研修を寝屋川市で行っていたり、大阪府では、訪問型家庭教育支援員養成講座、これは令和５年１０月６日に行われたもの、や、家庭教育支援スキルアップ研修、これは今度の令和６年９月１８日に開催しているので、そちらの推進をするなど、こちらも前向きに検討していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
では、続きまして、３項目めの新婚夫婦への支援についてに入ります。
本町の出生率の向上を目標とし、特に新婚夫婦への支援を充実させることで、町を挙げての結婚を応援する環境づくりに努める、新婚夫婦に対し、転入や住居に関わる費用の支援、町内での各種優待などの検討を行い、結婚に対する経済的負担の軽減を図る、という２点が挙げられています。
しかしながら、令和３年度から今年度の実施計画にも、事業として上がってきていないように思います。この現状について教えてください。
町長公室（立花　武彦公室長）
議長。
議長（北村　孝議員）
立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
新婚夫婦への支援につきましては、現在、具体的な事業化ができていないところでございます。
今後につきましては、人口減少が進む中、少子化対策に重点を置くことが重要と認識しておりますので、その入り口として、新婚夫婦への支援も検討していく必要があると考えております。
具体的には、国の地域少子化対策重点推進事業の一つであります、結婚新生活支援事業などがございます。
また、全国各地の自治体で実施されている少子化対策の先進事例等を研究し、忠岡町にあった施策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

２番（今奈良　幸子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
　事業化を行っていいないということですが、忠岡町に合わせた施策を検討してくださることが分かりました。
　ＳＮＳで調べると、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証シートにある、子育て世帯、若年夫婦世帯の住宅リフォームの補助と、住宅取得の補助を３人ずつ行っているという発信を見つけたんですけども、その部分との関係があるのかと思いましたが、視点が違うということを、今回、知りました。
　そして答弁の中にありました、地域少子化対策重点推進事業において、地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援する、１、地域結婚支援重点推進事業、２、結婚支援コンシェルジュ事業、３、結婚・妊娠・出産・子育てに温かい社会づくり機運醸成事業、があり、また、地方公共団体が行う、結婚新生活支援事業を支援する、結婚新生活支援事業があることも知りました。この３の機運醸成事業として、このたび、子育て支援アプリが活用されています。
　近頃、結婚する人が減っているため、新婚夫婦への支援をする前に、地域結婚支援重点推進事業の中の、若い世代向けの総合的な、結婚を含めた、人生を設計できるライフデザインセミナーがありますが、それらを行うことを検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。
町長公室（立花　武彦公室長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　近年、結婚の在り方が変化し、未婚化や晩婚化が起因となった少子化の進行が社会課題となっているところでございます。
　それらの社会課題への取組の一つとして、ライフデザインセミナーというものがございます。
　ライフデザインセミナーとは、充実した人生のために、自身の人生を長期的視点で考え、大きな分岐点、ライフイベントにおいて、自立的選択をするためのヒントを見つけるきっかけになることを目的とするものでございます。
　さきの質問でもご答弁させていただいたとおり、少子化対策に重点を置くことが重要と認識しておりますので、結婚支援という観点において、結婚前から結婚後まで、トータル

的にサポートできるように、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
　ライフデザインセミナーは、性教育においてもつながってくると思いますので、前向きな検討をよろしくお願いいたします。
　４項目めの保育サービスの充実についてに入ります。
　保育内容の充実を図るため、研修などを通じて、職員の資質向上に取り組むとあり、実施計画にも、保育の質の向上のための研修事業を行うと書かれています。
　文部科学省の、子供の育ちの現状と背景の、幼稚園等施設の教員等の今日的課題の中に、現在の幼稚園等施設における教員等には、社会環境の変化等に伴う新たな課題に対応するための能力が必要とされている。一方で、近年の教育等には、幼児教育を実践する上で必要となる資質が十分に備わっていないものも見られるとの指摘がある。前述したように、現在の幼稚園等施設の教員等には、子供の育ちを巡る環境や、親の子育て環境などの変化に対応する力、具体的には、幼児の家庭や地域社会における生活や発達、学びの連続性を保ちつつ、教育を展開する力。特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力。小学校等との連携を推進する力などの総合的な力量が必要とされている。
　さらに、子育てに関する、保護者の多様で複雑な悩みを受け止め、適切なアドバイスができる力など、深い専門性を求められている。
　このように、今後の幼児教育が、より一層、総合的かつ専門的なものになる中で、現在の教員等の資質や専門性では、十分に対応できるのか懸念される面もあると書かれているように、一昔前と大きく異なり、現場が大変な状況にあります。
　子供と関わる上での発育、発達の面でのスキルアップのためにしている研修としては、どのようなことを行っていますか。
　また、研修内容はどのように決めているのか教えてください。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　二重健康福祉部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議員お尋ねのこども園における研修につきましては、基本的には個人のスキル向上のための研修を受講しております。

内容としましては、児童虐待の現状と課題、子供の安全と危機管理、人権尊重の教育について、指導案、指導計画の作成、発達に偏りのある子供の愛着形成について、といったものから、保育士がそれぞれ、自分の興味のあるものや、今までに受講していない分野のものを、それぞれ自分で選択していただいて受講をするという形を取っております。

また、今年度から、現場の保育士の要望が多かった、支援を必要とする子供への支援方法などの研修については、昨日の尾﨑議員や、本日の河瀬議員への答弁の際にも紹介させていただきましたが、大阪府の制度であります、発達支援拠点の障害児通所支援事業等育成事業を活用し、自閉症児支援センター「ｗａｖｅ」からアドバイザーを派遣していただき、支援が必要な子供に対する、アドバイスや研修を受けられるように取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

２番（今奈良　幸子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

教員等の希望に寄り添った研修を受講できるようにしてくださっていることが分かりました。

今日、便利なグッズが世の中にあふれていますが、そのものが発育に影響を及ぼしている場合があるため、子供のしんどい原因を知らず知らずのうちに作り、発育を阻害している場合があります。その事情の中、現在、療育の必要性があり、機能訓練士の視点を取り入れることで、しんどさを回避することができるようになっております。

令和５年度中に役場２階のチラシ置場に、大阪府立大阪南視覚支援学校、乳幼児教育相談、パンダ教室のご案内というチラシを見つけ、視察に行ってきました。

ここは教育相談、交流保育、親子遊び、訪問相談を行っており、教育支援室というセンター的機能、地域支援があることを知りました。

その中で、人間が外界から得る情報の８０％以上は視覚でからであり、適切な情報が得られないことは、人間の発達の全ての領域、運動、言語、概念形成、生活習慣、社会性などに大きな影響を与え、視覚障害は情報障害であり、見え方、困り方は多様のため、個別のニーズに応じた支援、個別最適な学びの提供が必要であると、校長先生が述べられていました。

なぜ私が視察に行ったかというと、小さいころに弱視と斜視を経験しており、最近、自分の見え方が人と違い、左右１．０はあるものの、片目の情報を脳が消している、片眼視のため、物を立体的に見えていないこと、目が疲れやすいことや、右で見るときや、左で見るときによって見え方が違うために支障があることに気づきました。

小さい頃に病院で検査はしてもらってはいましたが、何のためにしているかも分からず、

両親も医師の言われることだけをしており、知識がないため苦労したとのことでした。
　人の行動には意味があり、言葉でどうにかしようと思っても、体に原因があってできないことがあること。その瞬間見えているものだけが全てではないことを前提に考えてほしいこと。専門家の実践的な視点を取り入れられる研修内容を考えてもらいたいと深く願いますが、その点いかがでしょうか。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　二重健康福祉部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議員お示しのとおりですね、人間の発達における違いは本当に様々であり、一人一人違うのが当然でございます。つまり、こども園で勤務する保育教諭には、それだけのスキルが必要とされるものであると考えております。
　先ほど答弁させていただいた研修だけに捉われずですね、様々な研修への参加、自己スキルの向上など、日々取り組んでいただけるよう、町としましても、最大限努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
　保護者からの厳しい目がある中での、多岐に亘るサポートが必要な保育現場の教員等の支援を、引き続きよろしくお願いいたします。
　続いて、５項目に入るんですけども、すみません、通告書のちょっと修正をお願いいたします。
　交通安全対策の推進についてのところが、子供たちを犯罪から守る取組の推進についてに変えていただき、質問の要旨のところを、１行目、安心して暮らせるまち、安全に暮らせるまちづくりを消していただき、施策も１６ではなく５に変えていただきまして、青少年の健全育成に変えていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。
議長（北村　孝議員）
　許可します。
２番（今奈良　幸子議員）
　すみません、よろしくお願いします。
　子供たちを犯罪から守る取組の推進についてに入ります。
　子供たちを犯罪から守るため、防犯委員会、警察、関係団体、学校、地域と協力し、校

門、通学路での見守り活動や、防犯パトロールなどを一層充実させ、地域の犯罪防止機能を高めていくとあります。

親の朝の子供の通学時間において、信号のない横断歩道を渡ろうとする歩行者がいても、一時停止していない車が多いこと。グリーンベルトや信号ありの横断歩道があるのに、そこを活用せず、道路交通法を違反している場面を目にすることが多いです。

現在、交通安全対策の推進において、本町で行っていることを教えてください。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

産業住民部からご答弁させていただきます。

まず初めに、ソフト的な施策といたしまして、子供たちはもとより、高齢者や住民全ての交通事故から守るため、毎年実施いたしております、春と秋の交通安全期間中に街頭啓発をはじめとする、様々な行事を実施し、交通事故防止の啓発を行っております。

町内のスーパーマーケット２か所や、コンビニエンスストア６か所にもご協力いただき、啓発物品なども置かせていただいております。

また、泉大津警察や泉大津交通安全協会と連携し、こども園や小学校の児童・生徒、各種団体にお声をかけさせていただき、交通安全教室を開催させていただいております。

ハード的な施策といたしましては、学校やＰＴＡのご意見などをお聞きし、道路施設等の改修や、グリーンベルトの設置を実施しております。

今年度におきましても、町道中央線の信号機のない横断歩道の件については、飛び出し注意看板を設置し、今後の抜本的な対策を現在も泉大津警察と協議中でございます。

また、東忠岡小学校の裏門付近の点滅信号につきましても、撤去か移設の協議をいたしましたが、不可能とのご回答をいただきましたが、本町といたしましては、児童・生徒を守るための対策として、グリーンベルトの設置などを検討しております。

今後につきましても、関係機関と連携しながら、交通安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

２番（今奈良　幸子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

ありがとうございます。８月２６日から小学校、中学校が始まり、私も初日から通学の見守りをしておりますが、信号無視をしている人や、子供の持っている手提げ袋と自転車

が接触している場面を目撃し、ひやっとしました。
　子供だけではなく、大人でさえもルールを守っていない現状があります。
　歩行者、自転車、車としての状況によってルールが変わり、特に自転車のルールを分かっていないのか、知らないのか、そこはちょっと分かりませんけれども、車道の逆走や車道の真ん中を走っていることもあります。
　人の意識を変えることは難しいことではありますが、事故が起こってからでは遅いので、関係機関と協力していただき、また本町には、学校や通学路における子供の安全確保を目的とした通学路の巡回や点検、学校への助言などを行う、学校の防犯対策の中心的な役割を担う人物として、各自治体の教育委員会から委嘱され、警察ＯＢや民間警備会社の社員など、防犯の専門家として活動しているスクールガードリーダーもおられるとのことなので、そことも相談・連携をしっかり行い、特に１、２、３学期の始まりですね、そこを何か対策を考えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　石本教育理事。
教育部（石本　秀樹理事兼学校教育課長）
　議員お示しのとおり、警察官ＯＢでありますスクールガードリーダーを配置し、登下校時間を中心に、忠岡小学校区と東忠岡小学校区を週２回ずつ巡回しております。
　また、登下校等の交通安全については、各校、長期休業期間前や学期始まり等に指導しているところでございます。
　なお、小学校低学年を対象に、警察の方による交通安全教室を各校で実施しております。ご理解のほどお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
　指導していただいているとのことで、その部分も大事ですが、子供たちを見守る地域力が必要だと思いますので、そちらの支援のほうもよろしくお願いします。
　では、６項目めである、地域福祉活動の推進についてに入ります。
　地域共生社会の実現が求められる中、地域福祉活動の核となる小地域ネットワーク活動を推進するため、地区福祉委員を中心に、民生委員、児童委員や地域の専門機関、団体、自治会などと連携し、住民が生活しやすい活動にするためのコミュニティづくりを行うと挙げられ、大事だと私も考えておりますが、今の現状と今後の方向性等について、教えて

ください。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　二重健康福祉部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　小地域ネットワーク事業につきましては、地域の寝たきりや１人暮らし高齢者、障害児・者及び子育て中の親子など、支援を必要とする全ての人が安心して生活できるよう、忠岡町社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区ごとに設置されている、地区福祉委員会を中心に、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動が行われています。
　具体的には、各地区でサロン活動として、体操や健康音楽等の趣味の講座、昼食会などを行い、通いの場を担われているほか、高齢者の戸別訪問、バスツアーなどを実施されております。
　高齢者が集うということもございまして、コロナ禍によって活動を縮小しておりましたが、コロナが５類移行となりましたので、活動の活性化に向け、社会福祉協議会と協働して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。
２番（今奈良　幸子議員）
　議長。
議長（北村　孝議員）
　今奈良議員。
２番（今奈良　幸子議員）
　各地域で活動されているのは知ってはおるんですけれども、地域ごとで格差があり、地域を支える方の成り手不足を感じる地区もあるように思います。
　小地域ネットワーク活動について調べてみると、社会福祉協議会のページに飛び、このように挙げられています。
　近隣住民やボランティアの参加と関係機関等の協力により、要援護者の見守り援助活動です。住民のニーズの把握や問題提起、新たな支援活動へとつなげるほか、問題の早期発見、予防、要援護者の精神的な支えとなって、地域から孤立することを防ぐ働きもあります。
　しかし見守り対象が広がる一方、活動の担い手不足が課題となっており、活動を通して、地域課題に対する住民の関心や理解を一層関係していくことが求められていると書かれています。
　８月２３日に大阪府町村議長会の開催の、持続可能な地域づくりを実現するためにという議員セミナーの話にもあったとおり、人口減少を見据えた地域づくりが必要であり、地

域の課題を解決すること。地域の暮らしを支えるためにも、連携、協働、横のつながり、教育自治、組織よりも多様な人々が関わるための仕組みが大切であること。地域課題を男女ごちゃ混ぜになって話し合い、その中で事業、活動として行い、振り返り、また話し合う、このようなプロセスとしての地域づくりを行い、地域の課題を明らかにしていく必要があること。

また、サービスでは人は育たない、出番、役割を作るために、会議と話合いを使い分け、教えるのではなく、気づく工夫をし、話合いの文化を根づかせることも重要だとおっしゃっておりました。

この視点からも、この社会福祉協議会という組織は、とても重要だと考えておりますので、しっかり本町の実情を伝えて、連携していってください。また、調べていく中で、我が町にいいのではないかという、福岡県久留米市の保健福祉分野における、民間活力を活用した社会的事業の開発、普及のための環境整備事業。超少子高齢化、人口減少社会にどう向き合うかをテーマに、社会福祉法人、まちづくりの若手、行政、社協がコンソーシアムを形成する「地域福祉はロマンから」というものを発見しました。

このような取組も取り入れてみてはいかがでしょうか。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化を背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっております。

また、これらに関連し、社会的孤立や見守りが必要な人の増加、世帯における課題の複雑化など、地域の福祉課題が徐々に拡大、複雑化しております。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者などが互いに協力することが重要でございますので、意識の醸成や環境の整備に向け、先進事例等を調査・研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

２番（今奈良　幸子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

いろいろな仕組みがあって、昭和のものから平成のものまであるため、令和向けにブラッシュアップしていくことが必要になってくると思いますので、調査・研究のほどよろしくお願いします。

続いて、７項目めである、安全で快適な住環境の促進についてに入ります。

住民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりを進め、安全で住みやすい暮らしの空間を作る、とのことで、２０１７年度から２０２６年度の計画として、忠岡町空き家等対策計画が策定され、国の空き家政策の動向等による適宜見直しを行うとのことですが、現在の進捗状況と、これからどのような施策が求められているのか、教えてください。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

忠岡町空家等対策計画は、平成２９年、２０１７年に策定し、忠岡町全域に対して、空き家となり得る家屋の調査を行いました。

その上で、通報等により、危険性があると判断された建築物については、関係機関と連携を図り、通知及び指導を行っております。

以上でございます。

２番（今奈良　幸子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

なぜこのような質問をしたかといいますと、田んぼが更地になり、新しい家は建つのにもかかわらず、本町の人口は増えず、空き家が増えているように感じたため、本町として、空き家対策では何が必要なのか知りたかったからです。

では、さらに２点質問します。

大阪版空き家バンク制度を創設していないけれども、これを運営している大阪の住まい活性化フォーラムと連携しているから、制度自体は必要ないのかということと、２点目は、空き家対策を進めていく上での課題として、いろいろありますが、どのような政策が求められていくのか、教えてください。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（北村　孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

議員ご質問の内容２点について、お答えさせていただきます。

まず１点目、大阪版空き家バンク制度について、空き家の利活用として運用している市

町村はございますが、行政が仲介となり、空き家の売買に関与することができず、あくまで個人間での手続となるため、トラブルの発生も懸念されます。

また、２点目として、忠岡町の空き家での課題としては、管理不全により老朽化した建築物に対し、周囲の住民の皆様から通報を受ける件がございます。

また、所有者などに通知を送付しても、連絡がつかない場合や、相続や金銭的な問題も考えられ、対策に時間を要する事例もございます。

その課題に対する施策として、空き家となる前に、議員のおっしゃる所有者などへの意識啓発、啓発後の実施施策として、既存の空き家については、関係機関及び近隣市町村の動向も注意しつつ、新たな空き家対策を検討してまいります。

以上でございます。

２番（今奈良　幸子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

新たなことを検討していただくということで、よろしくお願いいたします。

８項目めであります、効率的な行財政運営の推進についての最後の質問にまいります。ちょっと時間がないので、端的にいきます。

本町の財政運営の現状をどのように捉えて考えているのか、教えてください。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（北村　孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

本町では、医師不足等により経営難に陥っていた公立忠岡病院を、平成１８年度に廃止し、その際に財政調整基金を全額取り崩し、危機的な財政状況となったことから、財政の再建に向け、第２次財政健全化計画を策定し、執行しましたが、計画最終年度においても、財政状況が良好とは言い難い状況であったため、第２次財政健全化計画に、さらに諸施策を合わせた、忠岡町未来計画を策定いたしました。これらの取組などにより、財政状況は少しずつ改善いたしました。

また、本町の最大の懸念事項でありました、クリーンセンターについては、令和６年４月から、民間事業者と連携した公民連携方式によるごみ処理事業へ移行しており、新炉稼働までは、毎年約３，０００万円の財政効果を見込んでおります。

今後、本町においても人口減少、とりわけ少子高齢化が進んでいくことによる、労働力人口の減少による税収減が想定される一方で、社会保障関連経費の増大、老朽化する公共

施設等の維持更新や災害対策など、臨時的に対応するための歳出増加などが想定されるところでございます。

そういった状況の中、町が将来にわたって安定的な住民サービスを維持・充実させていくためには、まずしっかりと将来に向けての未来予測を行い、基礎自治機能を維持していく計画や、方策を検討するとともに、新たな歳入の確保や歳出の削減はもちろんのこと、近隣自治体との広域連携、民間活力の導入や公民連携などを模索しながら、持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村　孝議員）

時間回っておりますが、簡潔に。

今奈良議員。

２番（今奈良　幸子議員）

広域連携、公民連携も大切であり、また歳入の確保において稼ぐ視点が大事になってくると考えております。

財政調整基金残高も増えてきていることから、今後の債権運用など、基金の運用も検討していただきたいと思います。

以上、スピード感を持って、決断・実行されてきた杉原町長の、１期最後の任期の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村　孝議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村　孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村　孝議員）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回の会議は、明日９月６日金曜日午前１０時より開きます。本日は大変にご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

（「午後３時２１分」閉会）